

第百八十六回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第九号

平成二十六年四月二日(水曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 小淵 優子君

理事 中根 一幸君

理事 萩生田光一君

理事 義家 弘介君

理事 鈴木 望君

理事 青山 周平君

理事 小此木八郎君

理事 神山 佐市君

理事 木内 均君

理事 熊田 裕通君

理事 小林 茂樹君

理事 笹川 博義君

理事 瀬戸 隆一君

理事 中谷 真一君

理事 永岡 桂子君

理事 馳 浩君

理事 宮内 秀樹君

理事 菊田真紀子君

理事 細野 豪志君

理事 遠藤 敬君

理事 三宅 博君

理事 柏倉 祐司君

理事 宮本 岳志君

理事 吉川 元君

丹羽 秀樹君

山本ともひろ君

笠 浩史君

稲津 久君

池田 佳隆君

大見 正君

菅野さちこ君

工藤 彰三君

小島 敏文君

桜井 宏君

新開 裕司君

富岡 勉君

中村 裕之君

野中 厚君

比嘉奈津美君

宮川 典子君

中川 正春君

吉田 泉君

椎木 保君

中野 洋昌君

井出 庸生君

青木 愛君

山口 壮君

文部科学大臣 下村 博文君

財務副大臣 古川 禎久君

文部科学大臣政務官 富岡 勉君

政府参考人 (公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長) 原 敏弘君

政府参考人 (文化庁次長) 河村 潤子君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 官) 大橋 秀行君

参考人 (一般社団法人日本書籍出版協会理事長) 相賀 昌宏君

参考人 (株式会社小学館代表取締役社長) 昌宏君

参考人 (日本大学大学院知的財産 研究科教授) 土肥 一史君

参考人 (写真家) 瀬尾 太二君

参考人 (一般社団法人日本写真著作権協会常務理事) 瀬尾 太二君

委員の異動
四月二日
辞任 補欠選任
青山 周平君 笹川 博義君
工藤 彰三君 瀬戸 隆一君
小林 茂樹君 中谷 真一君
比嘉奈津美君 大見 正君
吉田 泉君 中川 正春君

同日 辞任 補欠選任
大見 正君 小島 敏文君
笹川 博義君 青山 周平君
瀬戸 隆一君 中村 裕之君
中谷 真一君 小林 茂樹君
中川 正春君 吉田 泉君

同日 辞任 補欠選任
小島 敏文君 比嘉奈津美君
工藤 彰三君

同日 辞任 補欠選任
中村 裕之君

同日 辞任 補欠選任
小島 敏文君 比嘉奈津美君
工藤 彰三君

同日 辞任 補欠選任
中村 裕之君

同日 辞任 補欠選任
小島 敏文君 比嘉奈津美君
工藤 彰三君

七三号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として公正

取引委員会事務局経済取引局取引部長原敏弘

君、文化庁次長河村潤子君及び経済産業省大臣官

房審議官大橋秀行君の出席を求め、説明を聴取い

たしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小淵委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。馳浩君。

○馳委員 おはようございます。

著作権法改正案、質問させていただきます。

法改正の趣旨は、健全な電子書籍市場の形成と

インターネット上の海賊版対策がポイントです。

出版関係者からは、単に配信を行っている事業者

に出版権を設定され、そのような事業者が電子書

籍の流通が独占されてしまうのではないかと懸

念が示されています。

単に配信のみを行っている事業者が出版権を設

定することができるとどうか、大臣に見解を伺

いたいと思います。

○下村国務大臣 おはようございます。

お答えいたします。

お尋ねについては、法律の文言上は、従来の紙

の出版の場合と同様に企画、編集を行うことが出

版権設定の要件とはなっていないため、企画、編

集を行わない事業者が出版権の設定を受けること

が全くないとは言えません。もともと、改正案で

は、電子出版の権利を、紙媒体での出版の権利と

同じ出版権の中に包含をしております。

現行出版権制度は、出版を引き受け、企画、編

集等を通じて出版物を作成し世に伝達するという

出版者の役割の重要性に鑑み、特別に設けられ

たものであり、その趣旨は変わっておりません。

このため、従前の紙媒体に係る出版の場合と同

様に、電子出版を引き受け、企画、編集等を通じ

て電子書籍を作成し世に伝達するという役割を担

う者が電子出版に係る出版権の設定を受けること

が制度趣旨にかなうものと考えます。

また、出版権設定のための契約交渉は原稿依頼

時や入手時等に行われることが想定されますが、

企画、編集等の役割を担った出版者は、誰より

も先に著作権者と交渉する立場に立ち、出版権

を設定することが可能であるわけであり、

したがって、当事者間に信頼関係があれば、同

一の出版者に紙媒体の出版と電子出版の両方の権

利が設定されるようになると考えられることか

ら、その懸念は当たらないというふうに考えてお

ります。

○馳委員 出版権制度の趣旨から、電子出版を引

き受け、電子書籍の企画、編集等に関与した者が

出版権者として念頭に置かれているとのことだ

が、立法趣旨を明確にするため、条文中も、「公

衆送信を行うことを引き受ける者」ではなく、出

版や電子出版を引き受ける者に出版権を設定する

ことができる規定すべきではありませんか。

○河村政府参考人 現行の著作権法上の出版とい

う用語は、著作物を文書または図画として複製

し、その複製物を刊行物として発売、頒布するこ

とと解されております。ですから、その用語自

体、先ほど大臣から言われましたように、企画、

編集等が含まれるということには必ずしもなっておりません。

このため、仮に新たな利用の態様を出版や電子出版と表現をいたしましても、そのことから直ちに、単に電子書籍の配信のみを行う事業者を除外するという、文言上のことでそのようなことにはならないというふうに理解をいたしております。

○馳委員 結局、著作者と出版者との契約が重要であり、当事者間の信頼関係に基づく契約、これが重要であると思います。

ただし、電子書籍が一定の広がりを持ってきている現状において、出版業界には電子出版に対応できる体制づくりがまだ十分ではありません。このことが今後求められてくると思っています。当事者間の契約で対応するとしても、今後トラブルが生じた場合のサポート体制をどのようにするのか、考えておられますか。

○河村政府参考人 出版権制度が著作権者と出版者との設定契約を基礎とする制度でございますから、未然にトラブルを防ぐことは肝要であると存じます。そのためには、著作権者と出版者双方が協力して、新しい出版権制度を踏まえた契約慣行が形成されるように努力されることが大変重要であると考えます。

文部科学省、文化庁といたしましては、当事者間での契約慣行の形成に資するために、改正法の趣旨や内容などについて、改正法の施行までの間に、著作権者や出版者に対して十分周知をしたいと思いますと考えております。

このことについて、当事者のお一人でもあります、例えば公益社団法人日本文藝家協会からは、電子書籍の時代に対応する新たな出版契約に向けて、著作者と出版者で話し合っ具体的作業を進めることを提案する声明が出されております。また、出版界からも、著作権者に契約の範囲を明確に説明し、契約上明示していくことに加えて、著作者団体と話し合いながら、契約のガイドラインなどの作成を行うことを検討しているとも伺っております。

しかしながら、トラブルが発生することには十分気をつけなければいけないわけですが、このサポート体制として、文化審議会出版関連小委員会における検討の中で、出版界が出版契約に関する著作者と出版者の間での問題を解決するための仲裁機関の設立を検討しているということも表明しております。

文部科学省、文化庁といたしましては、実効性のある仲裁機関が設立されれば、契約に関する各それぞれの当事者の不安解消につながることを期待されると考えますので、このような取り組みなどについても継続的に十分注視してまいりたいです、必要に応じて協力を行っていききたいと思っております。

○馳委員 次に、インターネット上の海賊版対策が実効的に行われるか確認します。

第八十条第一項には「出版権者は、権利の全部又は一部を専有する」とありますが、どういう意味ですか。一号や二号をさらに細分化した権利の設定も認める趣旨なのでしょうか。あくまでも、一号、二号の全部または一号、二号のどちらかという形にすべきではありませんか。

○河村政府参考人 法律案第八十条第一項の「全部又は一部」とは、一号の紙媒体による出版の権利と二号の電子出版のための権利について、一号と二号の全部または一号と二号のいずれか一方ということを基本的には想定をいたしております。

しかし、現行の出版権と同様に、各号の権利をさらにもう少し細分化する余地というものも認めるものでございます。

その権利の細分化の例といたしましては、例えば第八十条第一項一号の権利を、紙媒体による出版権とCD-ROM等による出版権というように分けるということがあります。

しかしながら、どこまで権利を細分化できるかということについては、際限なくどんどん細分化できるというのではないと考えております。利用の仕方、利用態様としての区別が明確でなく、

また、権利をどんどん細分化することによって実務等に混乱が生ずるおそれがある場合まで出版権の内容を細分化して設定することが認められるのは、適当ではないと考えております。

具体的には、個々の事例については、現行の出版権をどこまで細分化できるかということが具体的に争われるとすれば、裁判所における判断ということになるかと存じます。

○馳委員 例えば一号についても、単行本出版権、雑誌出版権、文庫出版権というふうに際限なく細分化が認められるような状況になれば、これではなかなか海賊版対策といったものは、イタチごっこというか、どんどん裁判になってしまつて、それを後追いでどう対処するかというふうな状況になってしまつて、これでは、出版者側は安心して出版権の設定というのに対応していくことができなくなる。海賊版対策をしつかり行っていくという前提が崩れてしまふんです。

この部分は、際限なく細分化されないような注視、またその指導といったものが必要だと思いますが、いかがですか。

○河村政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、利用態様としての区分が明確でない、それから、細分化することによって実務上も混乱が生ずるおそれがある場合というふうな場合には、細分化はすべきではないというふうに考えております。

端的に、例えば、単行本とそれから全集で編集する場合というものは極めて明確に分けられると思いますけれども、それ以外の、先ほどの文庫本とそうじゃない場合というのは、なかなかその区分がつきにくいというケースであろうかなというふうには考えております。

このあたりについては、また法施行までの間に、さまざまな検討や周知をできる限りで努めてまいりたいと存じます。

○馳委員 出版権の一部だけを有している出版権者は、十分に海賊版に対応することはできません。基本的には、契約によって紙媒体の出版と電

子出版の両方の権利を設定すればよいということにはなりますが、紙の書籍のみでの出版を希望し、電子書籍については様子を見たいという著作権者もいます。電子出版の義務を伴うような出版権を設定してしまうと、出版者が電子出版をせざるを得なくなるからであります。

紙の書籍のみを出版したい著作権者、出版者にとつて、海賊版対策のためには、みなし侵害規定が必要なのではありませんか。

○下村国務大臣 御指摘のみなし侵害規定の創設については、文化審議会の中の出版関連小委員会において検討が行われました。

既に著作権侵害である利用態様をさらに出版権侵害とみなすことは法制的なハードルが高いとの意見や、電子書籍に対応した出版権を設定しない者に差しとめ請求を認めるのは法律としてバランスを欠くといった意見などから、立法化について合意形成に至らなかったという経緯がございます。

一方、インターネット上の海賊版については、電子出版についての出版権の侵害であり、電子出版についての出版権を設定すれば、出版者みずから海賊版に対応することが可能ということになるわけでございます。

また、著作権者が紙媒体の出版を希望し、当面電子出版を見合わせた場合においても、当事者間の契約で義務を柔軟に設定をし、電子出版についての出版権を設定するということが追加できるということでございます。みなし侵害規定を創設しなくても、出版者は有効な海賊版対策を行うことが事実上可能ということになるわけであります。

なお、仮にみなし侵害規定を創設するとしても、紙のみの出版権者が第三者による違法な電子配信を差しとめるに当たっては、本来の権利者である著作権者の意向を確認することが必要であり、そのとき、著作権者によっては必ずしも同じ判断をしないということもあり得るわけでございます。

このため、あらかじめ著作権者との契約により電子出版についての出版権を設定しておくというふうにした方が、みなし侵害規定による対応よりも、結果的に、より迅速に海賊版に対応することが可能であるというふうに考えます。

○馳委員 別の観点から海賊版対策の有効性について伺います。

インターネット送信のための出版権の内容には、公衆送信を行う権利は含まれているものの、複製権は含まれていません。文化庁の審議会の報告書でも、複製権と公衆送信権の設定が適当であるとしていました。

複製権が含まれていない理由と、複製権を含めないと海外の海賊版対策が十分にできないのではないかとこの心配についてお答えください。

○下村国務大臣 複製権が含まれていない理由についてはありますが、紙媒体の出版に当たっては、著作物を複製し頒布、譲渡するという二つの行為が行われるわけであり、現行著作権法は、出版者に頒布目的の複製権のみを専有させております。これは、出版者に頒布目的の複製権を専有させれば、独占的な出版と有効な海賊版対策を十分に行うことができるからであります。

電子出版においても、著作物を公衆送信目的で複製し公衆送信を行うという二つの行為が行われるわけであり、現行著作権法と同様の観点から、独占的な電子出版と有効な海賊版対策を十分に行うことができるよう、公衆送信権のみを専有させることとしたものでございます。

また、海外の海賊版対策についてであります。仮に公衆送信目的の複製権も出版権に含めたとしても、公衆送信を行う前段階の複製行為は、通常、公然と行われず、発見することが極めて困難であるため、海賊版対策においては公衆送信権が重要となると考えられます。

海外でのみ公衆送信されている海賊版への対応については、基本的にその侵害行為の国における法律に基づくことが原則であるため、今回、国内法で出版権を整備しても、出版権者が海外の海賊

版を差し止められるかどうかは、その国の法律次第ということになるわけであり、

一方、著作権者は、条約関係にある国であれば、その国の法律に基づき著作権の保護を受けるため、出版権者は著作権者と協力して、または著作権者から著作権譲渡を受けて、海賊版に対応することができるといふことになり、

なお、とりわけアジア諸国においては、我が国の著作物に対する侵害事例が多く発生している状況があることから、二国間協議の活用等により、今後とも、著作権等の保護が十分に図られるように努めてまいりたいと思っております。

○馳委員 法案審査はちよつとここで、大臣、やはりきのうの報道、理研の記者会見を私も拝見して、大臣もちよつと表明しておられますけれども、今は、理研の問題というふうには捉える段階に移ったと思えますね。小保方さんや、STAP細胞があるかないかという問題を越えて、やはり、理研にここまで税金を投入してきて、また、特定国立研究開発法人としての存在、役割をこれから認めていこうとしているやさきに、あの管理体制では我々はなかなか承服することができないという印象を持ちます。

と同時に、どんな研究開発、論文においても、恐らく、必ず検証というものは必要でしょう。そういった理研の体制を含めて今後どのように指導していかれるのか、このことを聞きまして、私のきょうの質問を終わります。

○下村国務大臣 昨日、理研の野依理事長が私のところに参りまして、STAP細胞に係る論文について、調査により、二件の不正やその他の事実が認定されたとの報告を伺いました。

理研において今後さらに、外部有識者による委員会を設置して、再発防止策等を検討し早急に取りまとめるといふことになっておりまして、理研として、適切なマネジメント体制によりこの問題にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

私としては、改めて、これが個別具体的な例外的なことであつたのか、それとも理研そのものの

体質から問題が出てくるのかどうか、さらには、今国会で理研も新たな研究開発法人の対象になつておりますが、それにふさわしいのかどうかという点について、これは内部ではなくて外部の有識者会議の中で検討して、これは国民に、理研そのものがどんなガバナンスであつたのかどうか、それから、今後このような問題が起きるかどうかとはもうあり得ない体制になってくるのかどうかということについて、詳細に、内部、外部含めて、内部においても、野依理事長が本部長になつてしっかりとガバナンス等対応するということとであり、それを明らかにしていただくかなんとか理研に対する国民の理解は得られないのではないかとこのことをお願いをしたところであります。

○馳委員 終わります。

○小淵委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。

公明党を代表いたしまして、今回の著作権法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきますので、よろしく願ひいたします。

今回の著作権法の改正、もともとの背景としてどういふものがあるかと申しますと、やはり高速ブロードバンド網が整備されて以降、音楽や動画、画像などのデジタルコンテンツというものをネット上でやりとりするというのが大変に容易な時代になった、こういう時代状況の変化があるというふうに認識をしております。

その中で、こうしたコンテンツを違法にインターネット上にアップロードする、こういう行為も大変に多発をしております。数字を見ますと、平成二十四年の数字では、例えばこうした行為によつて出版物の被害というのは幾らぐらいあるかといふと、約二百七十億円ぐらいであるといふふうに承知をしております。その二百七十億の中でも、特に漫画、これの被害が約二百三十億ぐらいある、こういうことを聞いております。

漫画業界全体の売り上げ、なかなか私も正確な数字は承知しておりませんが、コミックの売り上げは約四千億ぐらいであると聞いておりますので、やはり二百三十億が、海賊版という違法なこうしたインターネット上のやりとりで被害が出ています、こういう数字は大変に大きなものではないか、このように思います。

ですので、今回は特にこの漫画、これに着目をして質問をさせていただきたい、このように思います。

そもそも、日本の漫画あるいはアニメーション、こうした文化というのは、国際的にも高い評価を受けているものだといふふうに思います。時代でいいますと、やはり一九八〇年代ぐらいから、日本の漫画やアニメというのは大変にすいな、こういうことで国際的にほとんど評価が高まっております、ひいては、やはりこれを通じて日本に対する理解あるいは関心というのでも深まっているんじゃないかな。漫画やアニメを見たけれども、日本というのはいくつという国なんだろう、日本が好きだな、知つてみたい、こういう大変にいい影響があるのではないかと思います。

例えば、京都精華大学という大学がございまして、ここはマンガ学部をたしか日本で初めてつくつたところだと思ふんですが、京都市と共同で、京都国際マンガミュージアムという美術館というかミュージアムを建設いたしました。このミュージアム、何と二〇一〇年にはフランスのルーブル美術館と共同で展覧会を開催した。こういう大変に高い評価を受けております。

この展覧会には、フランス、ベルギー、こうした国の作家さんたちが参加されたわけであり、けれども、もちろん日本からも漫画家の方が参加をされて、[「ジョジョの奇妙な冒険」]という漫画画がありますけれども、これで有名な荒木飛呂彦先生が展覧会されました。こういうこともございました。

このルーブル美術館のエピソード、実は私、聞いたのは麻生財務大臣からお伺いしたわけなんですけれども、このように、漫画は日本の大変に誇るべき文化であるといふふうに思います。

他方、多発する海賊版の被害に対して、著作権者、今までは個々の漫画家さんが著作権者であるわけでございますから、これに対応する。しかし、これはやはり限界があるわけでございます。そうした意味で、出版権を電子媒体にも設定できるようにして出版者がしつかり対応する、こういう流れというのは、私は全面的に異論はございませんし、しつかりやっていく必要がある、このように思いますけれども、しかし、先ほど馳先生からもさまざま御指摘ございましたけれども、この電子出版、電子媒体に対する出版権ということで幾つか確認をさせていただきたい事項がございますので、質問をさせていただきます。

一点目でございますけれども、これは当事者の皆さんでもひよっとすると混乱があるかもしれないし、この議論を聞いている一般の方も大変わかりにくい専門的な部分ではあると思いますけれども、電子出版自体は今現在も行われている。今でも電子出版で配信をされている会社というものはある。今でもあるものについて、電子媒体についてさらに出版権というものを今回新たに設定をすることができると。この今までの電子配信とか、こういうものとの関係がどうなっていくのか、整合性の問題はどうか、こういう問題意識を持っております。

今回の、電子媒体に対して出版権が設定をされるということ、一番今までと変わる部分は何なのか。では、今まで電子出版をしてきたこの権利との関係というのは一体どうなるのか。この法律の施行をするに当たって現場が混乱をしないようにしつかりやっていただきたい、このように思うんですけれども、政府の御見解を伺いたいというふうに思います。

○河村政府参考人 お答え申し上げます。

今でも、御指摘のように、公衆送信によるいわゆる電子出版というものが行われているわけでございますが、これはどのような契約で行われるかと申しますと、主に、出版者が著作権者から電子出版についての許諾を得る、ライセンスを得ると

いうことで行われております。この場合は、出版者は、みずからインターネット上の海賊版に対して差し止め請求を行うことはできません。許諾を得た立場ということでございまして、みずからが主體的に差し止め請求という権利行使ができません。

改正案により、電子出版についての出版権が設定をされることで、出版者が権利者として独占的、排他的に出版をすることができるということに加えまして、出版者がみずからインターネット上の海賊版に差し止め請求できることとなります。著作権者ではなくて、出版者もできるようになるということでございます。この点が改正案によつて最も変わる点であろうかと存じます。

また、現在、著作権者から許諾を得て電子出版を行っている出版者でありまして、法改正後に、電子出版についての今度できる出版権を設定しようとする場合には、改めて当事者間で出版権設定の契約を締結することとなります。

したがって、改正案の施行に当たり直ちにどちらの契約かというような混乱は起きないものと考えておりますけれども、施行に向けて、改正案の趣旨や内容についての周知に努めてまいりたいと存じます。

○中野委員 しつかりと対応していただきたいというふうに思います。

もう一点でございますけれども、これはひよつとするとなかなか結論が出ない部分ではあるかもしれませんけれども、では、海賊版として流通している漫画というのは電子出版を行って購入されたものがそのまま出回っているかといいますと、必ずしもそうでない現状がある。

これは何かといいますと、紙でまず雑誌とかを買って、それをスキャンしてこれを流通させる。要は、いわゆる電子出版として流通しているものをそのまま流通させているわけではないという問題があるというふうに思います。さらに申し上げますと、吹き出しで日本語でせりふが書いてあるわけでございますけれども、例えば外国の方

とかですと、紙で買ったものをスキャンして、これを勝手に翻訳して自分で手を加えて、加工したものをさらに流通させる、こういうこともよく起きているというふうに承知をしております。

これは著作権の立場から見ると、確かに、明らかに侵害をしている、こういうふうに思うんですけれども、では、出版権を侵害しているということとで果たしてしつかり対応できるのか、こういう論点があるというふうに承知をしておりますけれども、しかし、現実的にはこういうものが多いわけでありまして、しつかり対応していく必要があるというふうに思います。

政府としては、どのような実効的な対策をこうしたものに対して講じていくのか、これをお伺いしたいというふうに思います。

○河村政府参考人 紙媒体で出版されました漫画をスキャンいたしましてインターネット上に送信されているという形での海賊版については、今回設定できるようになります電子書籍に対応した出版権の侵害に該当いたします。したがって、電子書籍に対応した出版権を設定すれば、出版者みずからが海賊版に対応することが可能となります。

また、せりふ部分だけ翻訳した海賊版というようなものもございますけれども、それがインターネット上に送信されている場合であっても、漫画の絵の部分というのはそのままであるとすれば、電子出版についての出版権の侵害となり得ると考えられますので、電子出版についての出版権を設定すれば、出版者がみずから海賊版に対応することが可能になると考えております。

○中野委員 先ほど私が指摘した論点は、法律上本当にどうなのかというところで不安の声があるということも聞いておりましたので、しつかり出版権で対応するんだ、こういう御答弁でございます。しつかり対応していただきたい、このように要望を申し上げますというふうに思います。

この漫画あるいはアニメといったコンテンツ産

業は諸外国で大変高い評価があるというお話をいたしましたけれども、私、アメリカに留学をしていたときに、大変に実感をいたしました。同世代の外国の方にお話をすると、日本の漫画、アニメについて大変に詳しいわけでございます。

例えば、当時、アメリカでありましたけれども、「ドラゴンボール」という漫画がありますけれども、「ドラゴンボール」は普通にアメリカで放映もされておりましたし、特にアジア出身の留学生の方と日本の文化の話をすると、間違いなく皆さん日本の漫画が好きだ、こういうことがあります。具体的にどんな名前が出てきます。私は「ワンピース」が好きだ、あるいは「ナルト」という漫画が好きだ、子供のころ「ドラえもん」をよく見ていたとか、あるいは「スラムダンク」が一番好きなんだとか、日本の同世代の人たちと見ている漫画、アニメというのはほとんど一緒だな、こういう感覚すらあるわけでございます。それを入り口にして日本に興味を持つ方が大変に多いな、こういう実感を持っております。

他方、こうした漫画、なぜ皆さん知っているかというと、やはりネット上で普通に違法にアップロードされているものを皆さん見て、日本のアニメ、おもしろいなというふうに思っている、こういうことを聞きました。実際、私の留学時代に、友人のところに行っても、日本のアニメ、インターネットで見られるよということ、普通に皆さん見ておられるわけでございます。これは、現地語に吹きかえを勝手にされていたり、字幕をつけるような方がいらつして字幕もついたりして、それでどんどんどんどん流通をしている。

こうした現状は、実は今でもほとんど変わっていないというふうに思います。昨年中国にも行きましたけれども、中国の方から、日本のドラマは最近おもしろいのがありますね、見ていますよという話を聞きました。何を見ているんですかと聞いたら、「半沢直樹」が大変おもしろい、こういうことでございました。まだ日本でもちやうどやっている時期でございますので、どうやって見

るんですかと言うと、インターネットで見られます、こういう話でありまして、一週間おくれぐらいでどんどん流通をしようわけでございます。

こうした海賊版による被害というのが海外でかなりあるんじゃないか、私はこう思うんですけれども、政府としては、どのくらいの被害なのかというの把握はされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○河村政府参考人 お話しいただきましたように、海外において漫画、アニメなどの我が国の著作物に関する関心が非常に高まっていく一方で、これらの海賊版も流通し、インターネット上での違法のアップロードなどがふえてきているというふうに認識をいたしております。

昨年六月公表の経済産業省の政府模倣品・海賊版対策総合窓口、二〇一三年版年次報告というものがございしますが、これによると、我が国の企業、団体の二〇三〇年が海外で、ちよつとこれは広がるんですが、特許、商標、意匠、著作権等を含んだ模倣品、海賊版の侵害に遭っているというところでございします。国や地域別で見ますと、中国、台湾、韓国など、アジアでの被害が多く見られるところでございます。

また、文化庁がシンクタンクに委託して行った、中国を対象とする、海外における著作権侵害等に関する実態調査、これも昨年公表いたしました、漫画、アニメは、ほかのコンテンツと比較してインターネット上の多くの侵害を受けているという結果を得ているところでございます。

○中野委員 実際、先ほどのお話では具体的な額というのは出てこなかったわけでございますけれども、かなり大きな額になるという調査も私も見たことがございます。

しかし、他方、海外の海賊版については、日本の国内法は及ばないわけでございますので、やはりそれぞれの国の著作権法制の中で対応していくしかない、こういう状況であるというふうに承知をしておりますけれども、政府として、こうした

海外での海賊版の被害に対する対策はどのように対応していくのか、これをお伺いしたいというふうに思っています。

○河村政府参考人 海外における海賊版の生産、流通、あるいは違法アップロードを防ぐためには、我が国の権利者がみずから侵害発生地における民事や刑事のシステムを活用して対抗措置をとっていただくことが重要でありますので、そのための環境整備が不可欠と認識しております。

文部科学省としては、海賊版対策として、知的財産推進計画、これは政府全体のものでございしますが、これらに基づきまして、一つには、二国間協議の場を通じた侵害発生国や地域への取り締まり強化の要請、二つに、侵害発生国や地域における、法制面で実際に権利執行がされないといけませんのでその強化を支援することや、研修事業などの実施、それから企業などが権利行使できますような資料の作成、さらには侵害発生国や地域における著作権というもののに対する普及啓発事業の実施、また、官民合同ミッションの派遣などの幅広い施策を講じているところでございます。

また、漫画、アニメなどの権利者団体においても海賊版対策に取り組んでおられるところと承知をいたしております、文化庁としても、さらに関係省庁や漫画、アニメの権利者団体の皆さんとも連携をしながら、海賊版対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○中野委員 海外での海賊版というのは、国内の著作権者あるいは出版者の団体の皆様だけで対応するというのが大変に難しいと思っております。こうした団体の皆様としっかりと連携をして、政府としてしっかりと毅然とした対応をしていく、こういうことが必要であるというふうに要請をいたします。

海賊版が海外に出回っているというのは好ましい状況かどうかという、難しいところではあるんですけれども、しかし、他方で、日本の漫画、アニメ等のファンの裾野というのが大きく広がっている、これは現状としてはあるというふうに思っています。

今後、大変に裾野が広がっている日本のこうしたコンテンツを好きな人たちに対して、これをどうビジネスにしていけるのか。これが、漫画、アニメなどのコンテンツの輸出、あるいはこうしたコンテンツ産業の振興というもので非常に大事な視点である。日本でもクール・ジャパンということでこれをやろうとしているというふうに承知をしておりますけれども、しかし、他方で海賊版の被害というのも大変に多い、こういう現状でございます。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。経済産業省では、海外の需要を取り込む段階を、日本の魅力を発信することにより海外において日本のブームを創出する段階、それから、現地で関連商品、サービス等を販売する段階、そして、観光政策などと連携をしつつ、日本に関心を持っていたいた外国客を実際に日本に呼び込むことで消費を促す段階、この三つの段階に分けて、それぞれの段階にふさわしい支援をクール・ジャパン戦略として実施しております。

漫画、アニメなどのコンテンツの輸出は、この三つの段階のうち、最初の日本ブームの創出と二つ目の現地での販売に当たるもので、海賊版対策も、この海外の需要を取り込むクール・ジャパン戦略の一環として実施をしております。

具体的には、二十五年度の補正予算に、コンテンツ海賊版対策強化事業を計上し、業界横断的に海賊版情報を共有した上で、侵害サイトに対して海賊版の削除要請を実施することで、侵害サイトに掲載されている海賊版を減らし、海賊版による逸失利益を回復することに取り組んでおります。

また、このように海賊版を取り締まる一方で、海外の海賊版の視聴者に対して、正規サイトを利用するよう普及啓発を行うなどして正規のコンテンツ市場が育つよう取り組んでおります。

さらに、日本語のコンテンツに字幕や吹きかえをつけて現地ローカライズを進めたり、事業プロモーションを行ったりする費用を補助したりして、正規のコンテンツの輸出促進に努めてもおります。

世界的に人気の高い日本の漫画やアニメなどのコンテンツには大きなポテンシャルがあるというふうに考えております。

経済産業省といたしましては、ただいま申し上げましたような取り組みを重ねていくことで、本来の力が発揮されて、海外の需要を取り込んで適正な利益が日本の権利者に還元されるよう、今後も引き続き取り組んでまいる所存でございます。

○中野委員 しっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

最後に、ちよつと時間も参りましたけれども、済みません、簡潔で結構でございますので、大臣に、今回、電子媒体に出版権の設定を与えようとなることとした海賊版対策の対応も可能になるということでございしますので、漫画などデジタルコンテンツの著作権侵害の対策、最後、大臣の御決意をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○下村国務大臣 違法配信などから我が国の著作物等の権利の保護を図るためには、海賊版対策の強化に向けて法制度を整備するとともに、正規品が流通する環境整備を進めることが重要であるというふうに考えております。

国内においては、この法律案におきまして、出版権者みずからインターネット上に出回っている書籍、漫画等の海賊版を差しとめることができ、効果的な海賊版対策が行われることが期待されるとともに、新たな出版権制度による契約慣行が形成され、電子書籍の正規流通が進むことが期待されるというふうに考えます。

また、海外における著作権侵害への対応については、二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地

域への取り組み、取り締まりの強化の要請、侵害発生国・地域対象の研修事業等の実施、また官民合同ミッションへの派遣など、官民の連携の強化等施策を積極的に行っているところでありますが、今後とも、著作権侵害へのさまざまな対策を通じ、著作権の適切な保護が十分に図られるよう努めてまいりたいと思います。

○中野委員長 以上で終わります。ありがとうございます。

○小渕委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 おはようございます。民主党の中川正春です。

本論に入っていく前にちょっと、事前の通告はないんですが、さっきの馳議員の理化学研究所の関連で一つだけ確認をしておきたいと思うんです。

改めて第三者機関を入れてガバナンスあるいはコンプライアンスについて再点検をしていくということ、これは大切なことだと私も思います。その上で、ちょっと新聞の中でもコメントを大臣はされていましたが、次の新しい理化学研究所のステージといいますが、世界に対して通用すると同時に、世界のそれこそ知能を集めて研究活動を弾力的にやっていく法人改革をしていきたいということ、これがもう一つあるんだと思うんです。

私たちの政権時代から、そこは一つの展望として進めていきたいということをやってきたんですが、そのことと今回の事件の関係、これはもうひとつ整理をして、そして、大臣自身のこれからの対応というのを説明されるべきだというふうに思います。そこを一つ確認したいと思っています。

○下村国務大臣 御指摘のように、今我が国は三十七の研究開発法人がある中で、まさに科学技術イノベーションが世界で最も適した国にしていく、そしてその中で、世界の中でトップレベルの研究が行われる。人材の配置の問題や、あるいは、研究がより柔軟的に、しかしクリエーティブ

に行われるという意味で、新たな研究開発法人の設置をする必要があるだろうということで、法律改正を今国会にぜひ出したいと思っています。

その中で、先日、総合科学技術会議の中で、産総研と理研がそれに該当するのではないかとということについては御意見をいただきましたが、最終的にはこれは閣議で決めることになっております。

しかし、今のまま理研をそれに該当させるというところについては、やはり、今、中川委員が御指摘のように、前提条件があるだろうということの中で、一つは、今後さらに理研において外部有識者による委員会を設置して再発防止策等を検討し、早急に取りまとめを行う。理研として、適切なマネジメント体制によりこの問題について取り組むという姿勢が必要であるということ、それから、そもそも、外部有識者による委員会において、理研そのものがそういうマネジメント能力がきちつと発揮され得る体制になっているのかどうかというような、第三者から見ても間違いなく新たな研究開発法人としての適性に該当しているのかどうかというような、そういう客観的な取りまとめがなければ、これは政府として判断はできないというふうに考えております。

当初は四月の中旬ぐらいに閣議決定する予定でありましたが、これは閣議決定そのものを先に延ばして、しかし、できたら今国会でこの法案は成立をさせたいと思っておりますが、今後、理研からどのような報告書が出てくるか、それから、第三者、外部有識者会議からどのような報告が出てくるか、その結果を踏まえて、最終的に閣議決定をお願いするかどうかとも判断してまいりたいと考えております。

○中川(正)委員 いずれにしても、信頼ということが基本になるんだと思います。それを回復すべく、国として理研に対して何ができるか、そんな観点から、ぜひ理研の改革も含めて対応していただきたいというふうに思います。

著作権でありますが、私の思いの中で、改め

て、ここまで法案としてまとめてきていただいたということ、感謝を申し上げたいというふうに思っています。

こうした問題というのは、クリエイター、著作者、出版者、あるいはまた今回の場合はプラットフォームも入るんだと思うんですが、特に読者といいますがユーザーを含めて、それぞれが、こうした著作権を整理していくことによって全てにウィン・ウィンの関係といえますか、それだけが制度としてメリットを出していくような、そんな方向でステークホルダーの利害関係を調整していくというプロセス、これが一番大事なところだったんだらうと思います。

私たちが政権をとったときにこれをスタートさせて、なかなか途中思うようにそこがいかずに時間がかかってきておりましたけれども、そんな中で、関係者の皆さん、精いっぱい議論をしていただきながらここまで来たんだということ、まず第一歩として評価をしたいというふうに思うんです。

その上で、さはさりながら、法文化したものが十分にその趣旨と、それから、実際にこれを使ってみてマネジメントしていく過程でどうなっていくんだらうという疑義というものがまだあるということともこれは事実であります。そこをどうやっていくのか、この国会、委員会の議論の中ではつきりさせていくということ、それと同時に、本当に私たちが目指していたところがそれなりの形で入れられているのかどうかということ、こんなことをひとつ確認していきたいというふうに思います。

そういう意味で、ちょっと逐条的に一つ一つ問いかけていきたいというふうに思いますので、その辺の課題をクリアに答弁いただきたいというふうに思います。

まず七十九条関係であります。これは出版権の設定についてということです。

まず出版の意義についてであります。現行著作権法においては、出版の意義について、著作物を文書または図画として複製をして、当該複製物

を刊行物として頒布することと解されていますけれども、少なくとも現在においては、紙媒体であろうが、あるいは今度新しく出てきた電子媒体であろうが、それを問わず出版であるというのが出版業界での一般的な認識であるというふうに私は承知しております。

紙媒体書籍か電子書籍かどうかというのは著作物が世に出る時点での態様の相違に過ぎず、出版物の刊行に向けられた企画、編集の過程、すなわち著作者と出版者との一連の共同作業こそが出版と呼ぶべきものであるのではないかと。

そうすると、紙媒体書籍か電子書籍かどうかというその切り口のみをもって、あるいは、紙なのか電子なのかというその切り口のみをもって出版行為かそうでないかという区別をするのは、これは間違っているのではないかと。実務とかけ離れた用語の整理であるということになるのではないかと。

ここを、近時における出版形態の多様化に照らして出版の概念を拡張して、インターネットを利用した公衆送信を含むものとして整理をすべきではないかというふうに思うんですが、ここについての答えをいただきたいと思っています。

○河村政府参考人 改正案第七十九条におきましては、著作物をインターネット送信することについて、出版ではなくて公衆送信という用語を用いております。

これは、通例、出版とは、著作物を文書または図画として複製し、その複製物を刊行物として発売、頒布することを意味するものとされていること、これは現行法の解釈もそのようになっておりますし、また、さまざまな、社会的に現在使われております用語は、一般的にそのような意味として使われているものと承知をいたしております。

このように、刊行物などの形あるもの、有体物を発売、頒布することを念頭に通例用いられているのが出版という用語であるところから、インターネット送信については、ちょっとその態様が違ふ、有体物を頒布するものではないということ

で、書き分けているものでございます。

○中川(正)委員 出版の意味について、制定当時においては紙媒体書籍が想定されていたということ、これはそのとおりであると思われるけれども、現行法の七十九条一項は、「文書又は図画として出版することを引き受ける者」と規定をしておいて、文書または図画として以外の出版も、これで配慮はされていないのではないかと。

法令用語としての出版の中に電子書籍の出版を位置づけるといのが難しい理由というのは何なのか、明らかにしたいと思いますが。

○河村政府参考人 先ほど申し上げたところでございますが、通例、出版という用語は、著作物を文書または図画として複製し、その複製物を刊行物として発売、頒布することを意味するものと考えておりまして、刊行物などの有体物を発売、頒布することを念頭に用いられるものであります。インターネット送信は有体物を頒布するということではないものですから、書き分けているということでございます。

○中川(正)委員 ちよつとすれ違いで答えになっていないように思うんですが、進めていきます。電子書籍の出版を出版の中に位置づけるのが難しいということであるとすれば、例えば、CD-ROM出版あるいはDVD等の記録媒体を利用した頒布、これについてはなぜ出版行為の中に含めることができるのか。

結局は、紙媒体か電子媒体かということではなくて、頒布があるいは公衆送信かという区別なのではないかというふうに理解ができるんです。紙媒体だけでなく、電子媒体であっても出版に含めることはできるが、頒布できるもののみが出版であつて、公衆送信するものは出版に含めることができないということを書いておられるとすれば、それは理論的な説明をもう少ししっかりとしたいということなんです。

○河村政府参考人 先ほど申し上げましたように、通例、出版とは、刊行物などの有体物を発売、頒布することを念頭に用いられている用語で

ございます。

したがいまして、CD-ROM等の記録媒体を用いるという頒布等につきましては、著作物をCD-ROM等の有体物に記録して、その複製物を頒布するという態様でございます。文書または図画としての、紙媒体として出版する、印刷で出版することとあわせて「出版行為」との略称を用いることといたしております。

○中川(正)委員 有体物と無体物という定義を持ち出していただいたんですけれども、本来は、紙や、あるいはCD-ROMも有体物の中に入るといふ解釈なんだろうけれども、これで区別するんじゃないかと、その中にあるコンテンツ、著作物なんですね。これは、媒体が有体物であろうが電子媒体であろうが、やはりコンテンツなんだといふに私は解釈しているんです。

そこところが一つ解釈の違いとしてあるのかなというふうに思うんですけれども、そういうことではないんですか。

○河村政府参考人 現在の法律案の書きぶりとしては、出版というものが、有体物の発売、頒布ということ念頭に用いられるのが現在の通例であるということから、そのような用語といたしております。

インターネットで送信する、公衆送信するということについては、形あるものを頒布する態様ではないために、「公衆送信を行うこと」という用語、つまり、利用のその態様をそのまま法文上表現をいたしたということでございます。

○中川(正)委員 そのところで区別をすると、あといろいろな問題が出てくるんじゃないかなというふうに思います。そこについては、改めて論理的に、もうちよつと後ほど、後ほどというか次の委員会の中で議論をしていきたいというふうに思います。

次に、引き受ける者についてであります。公衆送信行為を引き受ける者について出版権を設定することができるといことは、さっきの話で、発行、いわゆる出版物を出版するというその行為

を公衆送信行為のみで規定をして、それを引き受ける者として出版権を設定することができるといふことは、プラットフォーム、例えばアマゾンやグーグルなど、みずからは企画、編集等を行わないプラットフォームについても出版権者となり得るといふこと、こういうことだと思っております。

そうすると、一つの著作物について一つのプラットフォーム限定での配信となつてしまふ、そこで独占権ができるわけですから。そうすると、電子書籍の流通を阻害することになってしまふんじゃないか。普通は、出版者が独占権を得て、そこから複数のプラットフォームに出していくというふうな形態が一つのビジネスモデルなんだというふうに思っております。

それが、プラットフォームが直接契約をして、それに出版権が与えられて独占権ということになると、結果的にはユーザーにとつて支障が出てくる。いわゆるユーザーリタイアというんですかね、読者にとつても、限定されたところに独占された形でのプラットフォーム配信になつてしまふ、こういう可能性があるんじゃないかということなんです。これについてはどのように整理をされていきますか。

○下村国務大臣 お尋ねについては、法律上の文言上は、従来の紙の出版の場合と同様に企画、編集を行うことが出版権設定の要件とはなっていないため、企画、編集を行わない事業者が出版権の設定を受けることが全くなしとは言えない。つまり、アマゾンやグーグルなどが対象にならないかという、ならないとは言えないという部分がございます。

もつとも、改正案では、電子出版の権利を紙媒体での出版の権利と同じ出版権の中に包含をしております。現行出版権制度は、出版を引き受け、企画、編集等を通じて出版物を作成し世に伝達するという出版者の役割の重要性に鑑み、特別に設けられたものでありまして、その趣旨は変わっているわけではございません。

このため、従前の紙媒体に係る出版の場合と同様に、電子出版を引き受け、企画、編集等を通じて電子書籍を作成し世に伝達するといふ役割を担う者が電子出版に係る出版権の設定を受けることが制度趣旨にかなうものであると考えられます。また、出版権設定のための契約交渉は、原稿依頼時や入手時等に行われることが想定されるわけでありまして、企画、編集等の役割を担った出版者は、誰よりも先に著作権者と交渉する立場に立ち、出版権を設定することが可能となるわけでございます。

したがって、当事者間に信頼関係があれば、同一の出版者に紙媒体の出版と電子出版の両方の権利が設定されるようになると考えられることから、そのような御懸念は当たらないというふうに考えております。

○中川(正)委員 続いて、第八十条の関係にいきたいと思います。

例の「全部又は一部」、八十条一項の範囲について。先ほどこれは話が出ましたが、これをもう一度確認していきたいと思っております。

「全部又は一部を専有する」ということは、同項一号アンドまたはオア二号のみなのか、それとも一号や二号をそれぞれ細分化した設定も認めるのか。先ほど同じような問いが出ましたけれども、改めて確認をしたいと思っております。

○河村政府参考人 お尋ねの第八十条第一項の「全部又は一部」とは、一号の紙媒体等による出版のための権利と二号の電子出版のための権利について、一号と二号の全部または第一号と二号のいずれか一方ということを基本的には想定いたしておりますが、現行の出版権と同様に、各号の権利をもう少し細分化する余地というものも認めるものでございます。

権利の細分化の例としては、第八十条第一項、一号の権利を、紙媒体による出版権とCD-ROM等による出版権とに分けるということがあり得ます。

しかしながら、どこまで権利を細分化できるか

ということについては、際限なく細分化できるというものではないと考えている次第です。

○中川(正)委員 そうすると、例えば、紙媒体書籍の出版についてはA出版社に、そしてCD-ROM出版及び電子書籍の配信についてはB出版社にといった形でそれぞれ設定するということも可能になるということですね。

○河村政府参考人 お尋ねのような出版権の設定が可能であると考えております。

○中川(正)委員 その場合、例えば、B出版社において、電子書籍の配信は行うつもりでもCD-ROM出版を行う予定がないというようなこともあり得るのではないかと考えています。

○河村政府参考人 出版権の設定を受けた者は、権利を専有する、独占的に持つということになりますので、権利に対応した義務を果たすべき立場になります。したがって、CD-ROMでの出版と例えば公衆送信による電子出版についての両方の権利を有する出版権者は、CD-ROMでの出版とそれから送信による出版の両方の義務を負うということになるわけでございます。

しかしながら、両方の権利の設定を受けても、著作権者の側が当面CD-ROMでの出版を見合わせたといったようなときに、より柔軟な設定行為の定め方をすることは可能でございます。

○中川(正)委員 次に、特定の出版物に係る権利の可否についてお尋ねをしていきたいと思うんです。

一号または二号の細分化を認めるというのは、特定の紙媒体書籍のみあるいは特定の電子書籍のみについて権利が物権的に限定された出版権の設定を可能としていく、そういう意味に受け取っていいのかということです。

○河村政府参考人 出版権の設定というものは、著作権者、紙の場合ですと複製権者ということになりますけれども、複製権者がみずから持っている権能の中で出版者に対して設定をするというものでございます。ですので、どこまで出版権を細

分化して設定できるかということについては、もとの著作権者が持っている権利でありますところの複製権等をどこまで分けられるかという、その意味での可分性というものに依拠するというところになるかと存じます。

一般的に申し上げれば、利用態様としての区別が明確ではなくて、また、権利を分割、細分化することでも実務などに混乱が生ずるおそれがある場合におっしゃられた物権的に細分化した権利を設けるということとを認めることは適当ではないと考えております。

個々の事例については、最終的には司法判断ということになるかと存じます。

○中川(正)委員 それでは、例えば雑誌に係る著作物、これは、雑誌というのは、出版者については相当今気を使っているんですけども、出版権の設定ができないということになってしまうのではないかと懸念があります。

出版関連小委員会の報告書によると、「侵害される出版物の多くは雑誌である」というふうにされておいて、他方で、雑誌に出版権設定が行われた事例がこれまではないと。

効果的な海賊版対策を行うためには、雑誌を構成する著作物についても出版権設定を可能とすることが大前提であるということ、これが必要であると思うんですけども、その点についての法的な手当ては、さっきの話でいくと、範疇にないというか一切ないというふうになつてしまつてということですか。

○河村政府参考人 雑誌についての出版権の設定ができるべきではないかということについては、この出版権の問題を議論いたしました文化審議会の出版関連小委員会でも十分な議論が行われたと考えております。

結論といたしましては、雑誌を構成する著作物についても、著作権者と出版者との設定契約により、出版権を設定することができると解しております。

これまでは、出版権を設定してもインターネット上の海賊版に出版者みずから対応することができなかった、つまり、紙の出版権だけでしたのでインターネット上の海賊版対策ができなかったということもあり、雑誌への出版権設定はなかなか実例としてはされてこなかったというふうな承知をしておりますけれども、今後は、新たな制度を活用することで出版者みずからインターネット上の海賊版対策を行うことができるようになり、すことから、雑誌にも出版権が設定され、活用されることを期待いたしております。

○中川(正)委員 特定の出版物に係る出版権設定を認めた場合に、その物権的効力の及ぶ範囲は当該契約に係る特定の出版物限りということになつてしまつたために、同一著作物について複数の一号出版権、二号出版権を設定できるということになるというふうな思われるが、そのような理解でいいのかどうかということ、これを確かめていきたいと思ひます。

○河村政府参考人 お答え申し上げます。

第八十条第一項の「全部又は一部」をさらに各号ごとで細分化した場合についての御尋ねかと存じます。

これについては、各号別に加えて、もう少し細分化する余地があるというふうに申し上げましたけれども、どこまで細分化して設定できるかということについては、先ほども申し上げさせていたいただきましたが、利用態様としての区別が明確ではなく、また、権利分割によつて実務等に混乱するようなおそれがある場合にまで細かく分けていくことの設定を認めることは適当ではないというふうなところを認めるものでございます。

○中川(正)委員 質疑時間が来たようでありまして、

まだ細部いろいろあるんですけども、後ほどに譲るとして、一つ一つこうして確かめていくことによって立法者の意思が将来生きてくるというふうに思ひます。それぞれの答弁の中でも、ここはひとつ、もう少し詰める方がいいなということとこ

ろもありましたので、改めて時間をいただいて詰めていければと思ひますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、鈴木望君。

○鈴木(望)委員 それでは、著作権法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

実は、電子書籍に関係する議論がありまして、先ほど、馳先生また中川先生がいろいろと御質問をされました。核心に触れる部分の御質問だったというふうには私は認識しております。そういう意味では、また同じようなことを幼稚な格好で質問をさせていただくということになろうかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

その前にまず、最近の出版市場の動向について少し大臣の御見解等をお伺ひをして、本論に入つていきたいと思ひます。

まず、最近の出版市場が非常に縮小をしている。出版文化の前提となる文化そのものの縮小、弱体化に、市場が縮小していくというのはつながっていくのかなという危惧さえ覚えるわけでありまして。

その意味で、出版市場の動向、特に縮小の傾向についてどのような御見解をお持ちなのかお伺ひしたいと思ひますが、その前に、縮小の実態について文化庁の方からお願ひいたします。

○河村政府参考人 出版市場の動向について、出版物の販売額という点から申し上げます。

我が国における出版物の販売額は、書籍、雑誌を合わせて、平成八年の約二兆六千億円、二・六兆円をピークに減少してきておりまして、平成二十四年度ではおよそ一・七兆円という規模となっております。

また、我が国における電子書籍の販売額ですけれども、これは、平成十四年度の十億円から平成二十四年度の七百二十九億円へと増加をいたしておりますけれども、先ほど申し上げた紙の書籍、雑誌等の販売額の減少を補うには至っていない状況

況でございます。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

きれいな右肩下がりの傾向を示しているというふうに認識できるわけですが、その原因はどのようなところにあるのか。若年人口が日本の場合は減っていることがあって、やはり、これからだんだん大きくなっていく子供であるとか知識の吸収期の若者であるとかが活字によってという部分が非常に大きいんじゃないのかなと思います。そういう意味では、若年人口が減少している、また、活字離れという問題もある。

そのようないろいろな要因がある中で、今回の著作権法の主題の一つでもあります。インターネットの普及等というのがあるわけであり、電子書籍、また、電子書籍だけでなく、例えば、図書館に行つて調べるところをやフーのウィキペディアで調べたりとか、誰かにこういう問いに回答は何かないでしょうかという問いを發すると、日本だけじゃなくて世界から、こういうふうにやたらいいよというものがわくわくするという意味で、情報なり知識を得るという観点で、インターネットというのは相当大きな役割をしていると思います。

当然のことですけれども、それが出版文化、出版市場というものに大きな影響を与えていると思いますが、そういうものも含めて、ちよつと時間が足りませんので、インターネットの影響について、これは不可逆的なものかなという感じもしますが、大臣の御見解をお願いいたします。

○下村国務大臣 御指摘のように、インターネットの普及が出版市場に与える影響は多面的にわたるものと認識をしております。

具体的には、インターネットの普及等に伴い、電子書籍の販売額が大きく増加しておりますが、一方で、インターネットを通じて容易に情報入手することができるようになるということから、書籍や雑誌の購入を控えることにつながり、雑誌等の販売額の減少の要因となっているとも考えられます。

また、出版物が違法に複製されインターネット上にアップロードをされるといふ海賊版被害も増加しております。こうした海賊版が拡散することとは、出版市場に悪影響を与えるのみならず、著作権等の保護の観点からも問題であるというふうに考えます。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

大臣の御答弁の中でもありましたように、ブラスマイナス大きな影響を、これから不可逆的にインターネットというものがさまざまな分野に影響を与えていくんだろうと思います。

今回の著作権法の改正、大きく分けて二つの目的がある。馳先生も言われておりましたけれども、一つは、インターネットによる電子書籍の健全な発展、もう一つが、インターネットによる海賊版の有効な規制、それに対応した法改正であるというふうに認識をしているわけであり、また、まず、電子書籍の健全な発展のために著作権法をどのようにしたいのかの議論をさせていただく前に、海賊版対策について議論をさせていただければというふうに思うわけであり、また、まず、海賊行為ということですが、著作権者の知らないうちに例えばインターネットに掲載をされているというふうなことで、さまざまな海賊行為があるのかというふうに思います。どのような海賊行為が、一番多い、漫画であるというふうな御指摘もありましたけれども、どういうようなものが一番多くて、それに対して有効な手段でとれない、だから従来の法規制をこういふふうに変えるんだということ、海賊対策をこういふふうにするんだと思う。そこら辺のところについて、文化庁の御見解をお願いいたします。

○河村政府参考人 これまでに報告されている海賊版、著作権侵害の事例の大半は、紙で出版されたものの、その紙面がそのまま複製をされてその複製物がインターネット上にアップロードされるということによって行われていまして、侵害される出版物の多くは雑誌であるということが言われております。

これに対して、今回、公衆送信権ということについての、公衆送信行為についての出版権を設定できるようにすることが対策として考えられたものでございます。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

議論の中で、今、結論をばんと次長さんの方は言われましたけれども、特定の版面権というふうな議論があつたんじゃないのかなというふうに思っています。

一番海賊版の被害として多いのが雑誌である。雑誌の中の一部分の記事のみを、という格好、自炊というふうなことになるのか、それとも、また違う格好なのかでもって複製をして、それでそれをインターネット上に流してしまうという格好で、そういう意味からすると、特定の版面を対象とした送信権を、雑誌を出している出版社、紙の出版権者に与えることが海賊対策に一番有効であつて、そういうことをやればいいんじゃないのかという議論があつたんじゃないかと思ひます。

この案について、どういふ見解を持つて、どうしてこの案が消えてしまったのか、お答えをお願いいたします。

○河村政府参考人 御指摘のありました、特定の版面に対象を限定した権利と申しますのは、当事者の特約によつて発生して、企業内の複製やインターネットなどの利用にも対応するような権利として考えられたものでございます。

これについては、文化審議会において法制化の適否について議論を行いました。

しかしながら、企業内複製やインターネットでの利用などにも対応するというまづそういう趣旨の面について、現在稼働しております日本複製権センターというのがございますけれども、ここで権利処理を行つて集中管理を行つていくわけなんですけれども、特定の版面に対象を限定した権利を創設いたしますと、著作単位で行つていた管理から、出版物や特定の版面ごとの管理に変更しなければいけなくなるという実務上の問題が生じまして、同一の著作物に複数の特定版面が生じた

場合などには、複数の権利者が発生し、複製管理の主体が出てきちゃうということで、実質的な集中管理が機能しなくなつて、運営業務に支障を来すおそれがあることですか、それから、出版者への権利付与の趣旨で、現在御指摘のありました、インターネット上の違法コンテンツ対応を出版者みずから行うことを認める点からは、企業内複製まで及ぶような改正は整合しないのではないかと議論がありました。

それからもう一つ、特定の版面を対象を限定した権利を法制化するということについての難しさとして、漫画家とか絵本作家が制作する原稿や原画と版面といったものの区別が難しいこと、それから、電子書籍については、表示画面が固定されないリフロー型というものがございまして、文字の大きさが変わつたりして版面の特定が困難であるということもございまして、反対する意見が多数となりました結果、法制化に向けた合意には至らなかったということでございます。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

だから、公衆送信権を、電子出版に対応した権利を二号出版権として設定をすることで対応できるというふうに結論づけたということですね。よろしく願ひします。

○河村政府参考人 議論の経過としては、そうした理解をいたしております。

○鈴木(望)委員 次に、みなし侵害規定の創設についても検討をされているわけですね。違法複製物のインターネット送信について、伝統的な紙の出版権者に対する侵害があるとみなすという規定を設けたらどうか。今言つた特定版面権についてはいろいろな難しい問題があるというの、私も理解をいたします。

みなし侵害規定の創設をしたらどうかという議論があつたということでもありますけれども、みなし侵害規定が実現しなかつた理由、また、この問題は法改正によつてどういふふうな解決をされたのかということについて、お答えをお願いいたします。

○河村政府参考人 みなし侵害規定を創設するかどうかという点についても、文化審議会出版関連小委員会において検討が行われました。

その中では、もう著作権侵害となつてはいるものの、そういう利用についてさらに加えて出版権侵害とあえてみなすということについては法制的なハードルが高いという御意見、また、電子書籍に対応した出版権が今改正後に設定できるといふことになれば、そうした出版権を設定しない者、設定して権利を持ち、また義務を負うという地位がとれるようになるわけですが、そうした主体とならない者に差しとめ請求を認めるということとは法律としてはバランスを欠くのではないかと、こういった御意見等がございまして、立法化についての合意形成に至らなかったわけでございます。

一方、インターネット上の海賊版については、新たに作られる電子出版についての出版権の侵害となりますので、これについての出版権を設定すれば、出版者がみずから主体的に海賊版に対応することが可能となるものでございまして、また、著作権者が紙だけの出版を希望する場合にはやはりみなし侵害があつた方がよいのではないかと御議論があらうかと思ひますけれども、著作権者が電子出版を当面見合わせたいという場合におきましても、海賊版対策はしっかりとりたいという御意思をお持ちであれば、著作権者と出版者の当事者間の契約の仕方によりまして、電子出版の例えば時期を柔軟に設定するという点で電子出版についての出版権の設定ができますので、みなし侵害規定というものをあえて創設しなくても有効な海賊版対策を行うことが可能と考えております。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。さて、海賊版の議論はしようと思へばまだいろいろあるわけですが、次に、既存の出版文化を守りながら電子書籍の健全な発展のために出版権はどうあるべきかという、もう一つの著作権法の改正の目的のところに議論を移させていただきます。

○河村政府参考人 今回の改正では、出版権を、従来の紙の出版権、第一号出版権と、電磁的記録媒体を用いた公衆送信権、第二号出版権に分けたわけでありまして、検討の過程の中では、現行の出版権が電子出版にも及ぶような権利となるようにすべきである、仮にこれを一体的出版権と呼びたいとさせていただきますと、要するに、紙の出版と電子出版を一体化した権利のことでございまして、そういう一つの権利のことでございまして、その名前がふさわしいかどうかは別として、そういったものでいくべきじゃないのかという議論があつたというふうに認識をしております。

きたいと思います。

その根拠となる理由は、先ほども文化庁の次長が言われましたように、電子書籍の九七％は紙の出版物を底本としているという実態があつて、インターネットの海賊版に対する差しとめ請求は、こういった権利の拡張で行うのが実は実態に合つていふと思うわけでありまして、そつちの方が、事柄の通りからいくと自然じゃないのかなというふうに思われるわけでありまして、なぜこのような主張が退けられることになったのかについてお尋ねをしたいと思ひます。

○河村政府参考人 紙媒体での出版の権利と電子書籍による電子出版の権利を全く融合した一体の権利として考えるかどうかということについて、審議会の出版関連小委員会では、関係者から賛否両論がございました。一体化に積極的な御意見として、海賊版対策ですとか、それから、出版者がこれまで果たしてこられた社会的役割や、今御言及のありました紙媒体の出版をベースとして電子書籍が出てくるのではないかとといったことが御意見としてございました。

が一方、一体的であるべきではないという方の御意見として、主に著作者の団体や有識者、他の産業界などから、紙媒体の出版と電子の出版というものは、法的には、複製物をつくるということと公衆送信ということでは別々の行為ではない

かと、それから、著作者の立場から見ますと、紙の出版と電子での出版について、みずからが必要だと考える部分だけシンプルな契約でいきたいという強い御意見もありました。

そこで、検討を重ねまして、出版者の方も、紙媒体での出版と電子ということが権利義務関係ではやはり分けられるものであるといったような御意見もありましたので、制度的な差異、意義というものは特段出てこないのではないかと結論になりました、具体的な立法の方法が政府に委ねられたという経緯でございます。

そのような検討、各界の御意見を受けまして、現在の条文は、出版権制度という出版者の役割に鑑みてつくられている制度、出版を引き受け、企画、編集などを通じて出版物を作成して世に伝達するという出版者の役割の重要性に鑑みて特別に設定されている、著作権法の中で「第三章 出版権」、その制度の中にこの電子出版に対応する出版権を包含するという点での設計としたものでございまして。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。私が聞こうかと思つたことのお答えまでいただいたような感じもするんですが、要するに、書籍が実際に出版されるまでの役割では、出版者の役割、特に編集者の役割が非常に大きいというふうに言われているわけですね。

こういった実態を考えますと、出版権とは、従来の出版権も、単なる紙媒体の出版だけではない、本質的にインターネットによる電子書籍も包含しているというふうにも考える方が私は自然じゃないのかなというふうにも思ふわけでありまして、残りの時間、その議論を少しやらせていただきます。たいなと思ひますが、まず最初に、出版者は従来はどのように主張をしていたのか。もう先ほどの答弁で若干触れられましたけれども、もう一回改めてお答えいただければと思います。

○河村政府参考人 先ほど少し言及させていただきましたが、電子書籍に対応した出版権のあり方について議論した文化審議会の小委員会におきま

して、日本書籍出版協会からは次のような主張があつたということを御紹介申し上げます。

まず、現行の出版権の規定自体の内容を電子出版も含むものに拡大すべきである。また、著作者の意向によつては、紙と電子を別々に弾力的に運用する仕組みが内包されていることが適当であるということでありました。

また、紙媒体での出版の権利と電子出版の権利を一体的権利とすべきか否かという論点につきましても、海賊版対策の観点からは極力一体化した権利が望ましいこと、企画、編集等の出版者の社会的役割からは紙と電子を分けて考えることができにくいこと、出版社が制作する電子書籍の約九〇％は、ある調査によれば、自社の紙媒体の出版物をベースとしているという実態となつていことが主張されておりました。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。さて、お配りした資料を見ていただきたいと思います。

これは、週刊新潮のことしの三月二十日号の記事でございます。「出版文化」の味方とすべく「文化庁」の欺瞞とか、表現は週刊新潮特有のあつた強い表現がなされているわけでありまして、けれども、中身は意外と説得力のあることが、意外と言つたら失礼ですが、書かれていふんじゃないのかなと、私、読ませていただきました、思ひました。

要約しますと、著作権法の改正案は、Kindleを持つアマゾンやグーグルが得するだけの、日本の国益をみすみす海外に売り渡すような法案である。その理由を、出版とは何かという議論をネグった結果、配信業者も出版者でよいという安易な考え方になつてしまつていふんだ。なぜかという点、出版の本質は企画、編集、校閲にあることの記事は主張をしております。紙の出版のクリエイターを保つていた企画、編集、校閲がなくなり、例えば、単純にツイッターでつぶやいたものを集めただけのものが本になつてしまふんだつたら、これは本という名に値しない。この主張はな

かなが説得力があると思うわけですが、今までは出版文化を保っていたものが、本質として企画、編集、校閲にあるんだというふうな主張をしているわけであります。

今回の改正は、単にグローバル化、アメリカ流の模倣であって、そういう模倣をすべきじゃない、いろいろ書いてありますが、その上で電子出版についても、電子書籍の企画、編集を行い、その上で公衆送信を行う者のみに出版権を与えたらどうか、要するに、単に公衆送信のみを行う者に出版権を付与すべきではないという主張をしているわけであります。

私は、この主張に妥当性があるように思えてならない側面が、今回の改正法案に単純に反対というわけじゃないんですけれども、この主張に一面の妥当性があるんじゃないのかなというふうに思いますが、改正案はそうはなっていないわけです。

なぜそうしなかったのかということについて、最後に、法案提出の責任者である大臣の御見解をお願いします。

○下村国務大臣 改正案では、電子出版の権利を紙媒体での出版の権利と同じ出版権の中に包含しておきます。現行出版権制度は、出版を引き受け、企画、編集等を通じて出版物を作成し世に伝達するという出版社の役割の重要性に鑑み、特別に設けられたものであり、その趣旨は変わっておりません。

このため、従前の紙媒体に係る出版の場合と同様に、電子出版を引き受け、企画、編集等を通じて電子書籍を作成し世に伝達するという役割を担う者が電子出版に係る出版権の設定を受けることが制度趣旨にかなうものと考えられます。

これらを踏まえまして、企画、編集等に多大な労力を投下して紙媒体の出版を行っている出版者が、みずからも電子出版を行う意図があるのであれば、真っ先に著作権者と交渉し、電子出版についての出版権の設定を受け、利益の確保を図ることができるといふふうに考えます。

また、紙媒体の出版を行っている出版者の利益の確保のみならず、多様な読者層への対応や適切な海賊版対策の観点からは、同一の出版者に両方の権利が設定されるのが有効な契約パターンであると考えられます。

このため、文科省としては、当事者間における契約慣行の形成に資するため、改正法の趣旨や内容等について、改正法施行までの間に、来年の一月一日ですすから、もし今回、法律を成立させていただければ、年内に、十二月末までの間に、著作権者や出版者に対して十分周知してまいりたいと考えております。

○鈴木(望)委員 大臣の御答弁なんですけれども、ちょっと得心がいかないのは、實際上、一番一体的に契約ができるのは、企画から編集までを請け負って頑張っておられる今までの出版権者だろうと思います。だけれども、そういうところが一番契約を一体的にしやすいいのは十分理解しますが、それなら一歩進んで、なぜ、いわゆる公衆送信を行うだけの業者に第二号出版権を与えるように法制化したのかという疑問は相変わらず残るわけであります。

やはり、公衆送信をするだけの業者には出版権を与えなくて、もし仮に電子書籍の公衆送信を行うということだったら、その前段階である企画、編集も、電子書籍についても、企画、編集をした上で公衆送信を行う業者に、要するにアマゾンであるとか、そういうものはその段階で排除できると私は思うんですけれども、なぜそういうことにならなかったのかという疑問はやはりちよつと残るような感じがいたしますが、時間が来ましたので、また再度質問をさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

○小淵委員長 次に、青木愛君。

○青木委員 よろしくお願ひいたします。

著作権法第一条には、法の目的として、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作家等の権利の保護を図り、文化の発展に寄与すること」とあります。著作権法改正の歴史の中でも、デジタ

ル化、ネットワーク化に対応するための近年の諸改正は大きな動きであり、こうした中で著作権制度の整備に当たってこられた関係者の方々は、大変苦勞をなさってきたことと存じております。さて、今回の著作権法改正におきましても、社会のデジタル化、ネットワーク化への対応という流れの中におきまして、電子書籍の海賊版問題に対処するものと認識をしております。さまざまな問題の現状と本改正案の効果、そしてその影響について本日はお伺いをしたいと思います。

何よりもやはり、著作権者の利益の保護についてまずお伺いをさせていただきます。

今回の改正について著作権分科会における議論を拝見いたしますと、海賊版対策の必要性について関係者の認識は一致をしていると思います。出版権の拡大に際しては、作者側から、海賊版対策への取り組みとともに、電子出版契約の際のひな形をつくってほしいという努力の要請など、留意点が出されております。

まず一点目といたしましてこの海賊版対策についてお伺いをいたしますが、著作権分科会における資料を見ますと、北米における平成十九年から二十三年の過去五年間の海賊版不正流通によりま

すコミックの被害推定額が一千五百億から三千億円に上るとされ、また、世界で出回っている漫画の海賊版の元データのほとんどがこの日本国内でスキヤンされていると指摘をされています。

海賊版対策について、現在でも、出版者から不正なデータの削除要請を行うなど対応が図られているとは思いますが、この削除要請に依らない例というのはどのくらいの割合があり、また、その要請に応じない理由というのはどのようなものがあるのか、まずお伺いをさせていただきます。

○河村政府参考人 海賊版被害についての対応でございしますが、ある会社のデータによりまして、専門のところに委託をして不正なデータの削除要請を行ったり、社内スタッフによる削除要請を行っていて、毎月一万件を超える不正削除要

請を行っているということをご承知をしておりますけれども、それで実際に削除されたとか、どれぐらいそれで結局は削除されていないか、そのことについての分析結果については承知をいたしております。

○青木委員 削除要請は一万件あるということですが、今回の法改正も、その現状を鑑みての法改正だというふうな認識をしておりますので、まずは問題の把握という部分におきましては、応じない割合ですとか応じない理由が何であるのかという検証はまずもって必要ではないかなというふうに思います。また今後わかり次第、資料をいただければ助かります。

このような問題について今回法改正が行われるわけですが、今回の出版権の拡大ということにおけるどれほどの効果を見込んで今回法改正をされるのか、その点についてもあわせてお伺いできればというふうに思います。

○河村政府参考人 電子書籍の増加の一方、出版物が違法に複製されてインターネット上にアップロードされるという被害が増加しておりますところ、紙媒体での出版にしか対応していない現在の制度では対応が不十分でございします。

このために、電子書籍に対応するための規定の整備を行いますと、電子出版を引き受ける出版者が著作権者から出版権の設定を受けることができ、その効果といたしまして、出版権者が権利を専有することから、出版権者がみずから、つまり、著作権者の名においてではなく、出版者が主體的にインターネット上に出版している海賊版を差しとめることができるようになりますので、ま

ずは、国内での被害、これが例えば一つの調査では一年間二百七十億円と言われている、このことについて相応の対策ができるようになるものと考えております。

一方、海外のことにもずっとお話がございましたけれども、海外でのみ公衆送信されている海賊版への対応については、基本的にはその侵害の行為が起きている国の法律に基づくこととなります。

ために、そのそれぞれの国内法制が我が国でのこの出版権についてどう評価するかということについての適用関係によることとなるものでござい

○青木委員 ぜび、現在のその被害の状況とあわせて、これまでの現行の中ではなぜそれが対応できないのか、そして、今度の法改正によってその後の検証もしっかりと行っていたございまして、また御報告をしていただければというふうに思います。

こうした海賊版対策については、著作権者あるいは出版者が独自に努力すべきことではありますけれども、やはりその努力にも限界もあらうかというふうに思います。

国として、クール・ジャパンの取り組み等々、海外への我が国の漫画等のコンテンツを輸出しようというまた積極的な取り組みも一方でなされているわけではございますが、こうした国内外の海賊版問題に対して、国としてもやはりある程度度の取り組みが必要なのではないかというふうにも考えるわけでございますが、この海賊版問題に対して国としてどのような取り組みを行っているのか、また行うつもりがあるのか、お伺いをさせていただきます。

○河村政府参考人 海外における海賊版の生産、流通あるいは違法アップロードを防ぐためには、基本は、我が国の権利者が侵害発生地における民事、刑事のシステムを活用して対抗措置をとっていただくこととなるのですけれども、このための環境整備に向けて、国としてもしっかりとバックアップをしていかなければいけないと考えております。

国全体、政府全体としましては、知的財産推進計画というものが立てておりまして、その中で各関係省庁が連携して対応することといたしております。

具体的に文部科学省、文化庁として対応することを申し上げますと、二国間協議、例えばアジアの各国と日本との協議の場を通じて、侵害が實際

に起きている国、地域に取り締まりの強化を要請いたしております。また、そうした国で、法律はできていても実際に権利者の権利を守るための執行の面が弱いという場合には、このことについてのさまざまな支援策をとる、また、研修事業を行うといったことをいたしております。

そしてまた、その企業などが権利者として権利行使をする場合に、諸外国でさまざまな助けとなるような資料の作成、提供や官民合同ミッション、こういったことを進めているところでござい

○青木委員 国としても文化庁としても、各省庁との連携を図りながら、相手国の地元政府に対するさまざまな協力体制あるいは取り締まりの支援等々が行われているということでありまして、今後とも、ぜひ国としてのバックアップもお願いをしておきたいと存じます。

続きまして、もう一つの要請でございますが、電子出版の際の契約書のひな形づくりについて一点お伺いをさせていただきます。

往々にして、出版者と作者の間で作品についての権利関係が曖昧な例があるように伺っています。また、作者は個人事業主でありますし、特に立場の弱い若手の作家の方々などは、自分の権利、利益を主張することはなかなか難しいのではないかと推察をいたします。

小委員会における議論におきまして、現在、電子出版の契約書には明確な基準もルールもないことから、著作者の権利や公平な利益配分に配慮した、新しい形の電子出版契約書のひな形をつくつてもらいたいという意見が出ております。

文化庁におかれましては、このひな形づくりについて、そうした取り組みを今後支援する必要があるとお考えかどうか、お伺いをしたいと思います。

○河村政府参考人 御指摘のように、出版権制度は著作権者と出版者の間の契約を基礎とする制度でございますので、新たな出版権制度ができる場合にも、著作権者と出版者双方が協力して、有効

な契約に向けた慣行が形成されるように努められることが大変重要であると考えております。

まずは文部科学省、文化庁といたしましては、当事者間の契約慣行の形成にプラスになりますように、法律を成立させていただきました暁には、その法律の趣旨や内容等について、改正法施行までの間に、著作権者の関係者、出版者関係者に対して十分な周知をまいりたいと考えております。

また、出版界からは、契約の範囲を著作権者に対して明確に説明し契約上明示していくことに加えて、著作者団体と話し合いながら、契約ガイドラインの作成や、契約をめぐる紛争処理のための仲裁機関を設けるということを検討しているとも聞いておりますので、このような取り組みにいきますとともに、必要に応じて協力をしてまいりたいと考えております。

○青木委員 ありがとうございます。最後の質問になりますけれども、出版権と著作権についてお伺いをいたします。

今回の改正内容について、やはり分科会での検討の際に、出版権の拡大という案のほかに、著作権の付与という案がございました。結果としてこの案は採用されなかったわけでありまして、

でも、著作権隣接権者にレコード会社や放送事業者が含まれております。ですので、こうした案が出てくること自体、理解できなくはないのですけれども、出版者には契約に基づく出版権であって、レコード会社などには著作権隣接権ということであるとして、法律上異なる扱いとなった経緯をぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○河村政府参考人 今回改正にかかわらず、もう少し前からの経緯というお尋ねだと理解をいたしますと、我が国、出版者に関する制度に関しては、戦前から出版権の制度というのが発展してまいりました。出版権の制度は、我が国の文化や知識を創造、普及し、これを次世代に継承することに重要な役割を担ってきたものと考えておりま

す。著作者と出版者の間の権利義務関係をどう調整するかという点での、我が国独自の一つの工夫であると承知をいたしております。

レコード製作者などについては、例えば国際的な状況で申し上げますと、一九六一年の多国間条約で、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約という国際的枠組みがござい

ます。このように、国際的な標準といたしましては、実演家、レコード製作者、放送事業者というものが対して著作権隣接権を付与するということが設計されておりますけれども、出版者の権利についてはこのような国際的な枠組みが現状では形成されておらず、保護のあり方は、それぞれの文化、制度によりさまざまとなっております。

○青木委員 ありがとうございます。また午後の参考人質疑の方もぜひ参考にさせていただきます。次の質疑につなげたいと思います。

どうもありがとうございます。

○小淵委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。午前中最後の質問者ということで、少しかぶるところもあるかと思いますが、御答弁のほど、よろしく願いたいと思います。

さて、インターネットの普及に伴い、電子書籍に対応した出版権の整備ということは大変重要な課題だというふうにも考えております。

ただし、電子書籍について言えば、小説、漫画、写真などの著作権者、出版者、あるいは電子書店、電子書籍の販売に至るまで、非常に多くの関係者が存在しております。これらの方々の利害を調整し、なおかつ、違法コピーや海賊版、海賊出版にどのように対応していくのか、さらには、紙媒体の書籍と電子書籍、双方の発展をどう図っていくのか、大変難しい問題も横たわっているというふうにも考えております。

ただ、やはり基本というのは、出版の多様性をしっかりと確保していく、そのことを通じて国民

○河村政府参考人　我が国に流通している全ての電子書籍について、紙媒体と電子書籍とで異なる出版者が出版を行っている割合というような網羅的な統計は持ち合わせておりませんが、一般社団法人日本電子書籍出版社協会の調査によりますと、この協会に加盟する出版社四十社が制作する電子書籍については、他社の出版物を用いて電子書籍の作成、配信が行われている割合は〇・三％であった、こういうデータを得ております。

紙媒体の出版を行う場合に、みずから電子出版を行う意図があるのであれば、その出版者は、真つ先に著作権者と交渉し、電子出版についての出版権の設定を受け、利益の確保を図ることができます。また、利益の確保だけでなく、多様な読者層への対応や適切な海賊版対策の観点等から

れております。この制度の対象になりますのは現在、書籍、雑誌、新聞、レコード盤、音楽用テープ及び音楽用CDの六品目でございます。電
子情報として流通する電子書籍につきましては、これらの六品目とは異なり、独占禁止法の適用除
外の対象とはなりません。

日本のインフラを利用している以上、海外企業とされていてもこれについてはやはり納税の義務というのがあるのではないかと思います、この点についてどのように検討されているでしょうか。

○古川副大臣　今お尋ねのありました、電子書籍

等の国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税のあり方ということでございますけれども、平成二十六年年度の与党税制改正大綱に沿いまして、国際機関や欧州諸国における対応状況等を踏まえ、平成二十七年税制改正に向けて検討を進めていくということになっております。

現状、これからということなんですけれども、その検討をする際には、おっしゃったように、提供者が国内、国外によつて差が出てきます。このような経済活動に対する課税の中立性というものも確保されなければならない、あるいは国内外の事業者の事務負担に与える影響というものも見ていかなきゃいけない、あるいは適正な税務執行の確保ということなど、幅広い視点からやはり検討することがございますので、昨年の秋から、政府税調におきまして、有識者の方々に専門的な見地からの御議論をお願いしているところでございます。

○吉川(元)委員 ぜひしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

いわゆる書店の利益率というのは大変低いのが現状です。消費税分を納めなくてよいということ、それがいわゆる販売促進に使われれば、恐らく国内の、これは紙の方になりますけれども、書店さんなどはもう太刀打ちができませんというようなお話も聞いておりますので、しっかりとその点について配慮した検討をお願いしたいというふうに思います。

では、続きまして、これも少し議論が、質問がされておりましたけれども、みなし規定について少しお尋ねをしたいというふうに思います。

今回の改正でもって、電子書籍の出版権を得た者はネット上の違法コピーや海賊版に対処できるということになりますけれども、先ほども少しお話をしましたが、権利主体が分離している場合、紙媒体の出版権者は、いわゆるネット上における違法なコピーなどに対して制度の手助けがないまま対応していくのではないかとというふうに思います。また、これも少し議論されましたが、著作者

の中にも出版物はあくまで紙媒体という方もかなりの数いらっしゃるというふうにも聞いております。

先ほどの答弁では、契約の際に電子出版について長い期間をとれば云々という話もありましたが、ただ、そういうことが行われないうちに、既に販売行われなかつた場合においては、現状と同じようにネット上の違法コピーへの対応というの極めて困難になるのではないかとというふうにも考えられます。また、これは雑誌の特性として、出版権の権利設定がしにくい雑誌などでも同様ではないかというふうにも考えます。

これらの点を踏まえて、やはり、私もみなし規定というものは少し検討しなければいけないのではないかとというふうにも考えますし、また、そうした意見も寄せられているというふうにも聞いております。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○河村政府参考人 みなし侵害規定につきましては、審議会の場での議論におきましては、既に著作権侵害であるものをさらに出版権の侵害とあえてみなすということについての法制的なハードルが高いという問題、また、電子書籍に対応した出版権を今回設定できることになるので、それをまず活用することではないかという趣旨での御意見などがございまして、あえて立法化するということについての合意形成には至りませんでした。

電子出版について新たに出版権ということが設定できるようなりますので、著作権者と出版者において、双方において海賊版にしっかりとこれを活用して対応していくという合意があれば、この二つの紙と電子をうまく組み合わせることでの対応が可能かと考える次第でございます。

また、みなし侵害を創設いたしましたも、現実には、その場面において侵害行為が起きたときに、著作権者がその侵害行為を必ずやとめたいと思うかどうかというのは、やはりそこで逐一確認行為が必要かとは存じます。例えばファンが行っている行為についてどうするのかとか、あるいは、そ

の時点ではライセンスを得ていない人がやっても、むしろ交渉してライセンスを与えることによって流通を進めるという考え方の著作権者がいるかもしれません。その意向確認ということは必要かと存じます。

それを考えますと、あらかじめ著作権者との事前の合意によつて紙の出版権と電子に関する出版権とを設定してその内容を柔軟にする方が、見方によつてはより迅速に海賊版に対応することが可能というふうにも理解をする次第でございます。

○吉川(元)委員 ぜひ実効性を伴った対策を考えていただきたいというふうに思います。

時間が来ましたので、これで終わります。

○小淵委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後十一時五十七分休憩

午後一時一分開議

○小淵委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、一般社団法人日本書籍出版協会理事長、株式会社小学館代表取締役社長相賀昌宏君、日本大学大学院知的財産研究科教授土肥一史君及び写真家、一般社団法人日本写真著作権協会常務理事瀬尾太一君、以上三名の方々に御出席をいただいております。この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本案につきましては、それぞれのお立場から忌憚らない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、参考人各位から一人十分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、まず相賀参考人をお願いいたします。

○相賀参考人 一般社団法人日本書籍出版協会理事長相賀昌宏でございます。

現在、急速に拡大しつつある電子書籍の流通に対応して、出版権の整備等を目的とした著作権法の一部を改正する法案が本国会において審議され、法改正が行われる見通しとなつております。まさにデジタル時代に対応した法整備の始まりとして、大変意義深いことであると考えております。

法案作成に向け、昨年、九回に及ぶ文化審議会著作権分科会出版関連小委員会において議論を積み上げていただいた著作者団体を初め、法曹関係者、関係各機関の方々の御尽力に感謝を申し上げます。

また、今回の法改正につきましては、そもそも問題提起に始まり、最終的な条文案の細部に至るまで、電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟の皆様が議論をリードしていただきました。ここに改めて敬意を表させていただきます。

私たち出版者は、紙の書籍に加え、電子書籍が普及する時代においても、これまでと同様、出版活動に持てる力を尽くして、読者や著作者に対する責任を果たしてまいりたいと存じます。

この出版という行為の社会的意義について、昨年末に公表された、前述の小委員会報告書では、「我が国の文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するに当たり、出版は重要な役割を担い、我が国の活力ある社会の実現に寄与してきた。」と述べた上で、電子出版については、「電子

書籍の企画・編集から配信に至る行為をする」と定義しています。

これらの点を踏まえて、本国会審議の過程において、ぜひとも、以下のような点が立法趣旨として明確に示されることを出版界として希望しております。

一つは、現行出版権に対する一般的な解釈である、出版権者となり得るのは、みずから出版することを予定し、かつその能力を有する者という法解釈が、電子書籍に対応する出版権に関しても維持されることです。

二つ目には、デジタル海賊版による権利侵害行為が国の内外において横行している現状に鑑み、今回の改正法のもとで、紙の出版物をスキャンしたデジタル海賊版に出版者みずからが対抗するための方法と法的根拠が具体的に示されることです。

また、このデジタル海賊版対策については、今後、さまざまな技術の進展によって新たな侵害形態が登場する危険性が大いにあります。したがって、今回の法改正成立後も、引き続き有効な対抗策が法的に保証されるよう、立法府におけるさらなる検討をお願いいたします。

出版文化は、我が国のあらゆる文化を支える基盤となっています。私たち出版者は、今回の法改正を契機に、さらに豊かで開かれた出版文化を発展させるべく、著作者や書店、取次会社、印刷会社など関係各位と緊密に連携し、尽力してまいり所存です。

とりわけ著作者の方々とは、今後、信頼関係に基づいた契約慣行を定着させていくことが極めて重要であると認識しております。

以上であります。失礼いたしました。(拍手)

○小淵委員長 ありがとうございます。

次に、土肥参考人をお願いいたします。

○土肥参考人 紹介いただきました土肥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

になるわけでありませうけれども、今回は、出版権制度の検討を行いました文化審議会著作権分科会出版関連小委員会において主査を務めさせていただきまして、そういう関係から、この法律案についてどのように考えるのか、こういう御質問を承るべくお呼びいただいたんだらうと思っております。このような機会を頂戴いたしましたことに、厚くお礼を申し上げます。

まず、最初に結論から申し上げますと、私は今回の著作権法改正案に賛成の立場でございます。出版者が法律案にございます出版権の設定を受けますと、独占的に出版や電子出版ができるようになり、電子書籍の利用が一層促進されることになるからであります。

また、インターネット上の海賊版に対しても出版者みずからが差し止め請求を行うことができまするため、これにより、出版者や著作権者は安心して出版や電子出版を行うことができ、電子書籍の普及を通じて出版文化の発展につながるものと確信をしております。

本日は、法律案に賛成していることを前提といたしまして、三つのポイントから、この法律案を踏まえ、先ほども御紹介ございましたけれども、当事者間の契約慣行の形成と、そのための当事者間の信頼関係の構築こそが何よりも重要であるという点を申し上げたいと思っております。

それではまず最初に、審議会における議論を紹介しながら、著作権者と出版者との間の成熟した契約慣行の形成が重要であるという点を申し上げます。

この法律案では、電子出版を紙の本の出版と同じような出版権として位置づけております。このような条文となっていることにつきまして私としては異論はございませんけれども、審議会におきましては、電子書籍に対応した権利をどのように構成するか、この点について激しい議論がございました。

審議会の議論の過程では、著作権者からは、必要な分だけシンブルに契約を行いたいことなどを

理由に、現行出版権とは別の権利とした方がよいという意見が示されておりましたし、他方、出版者からは、電子出版と紙の本の出版を一体的な権利とすべきではないか、こういう意見も示されておったわけでございます。

出版権制度は当事者間の契約を基礎にする制度でございますので、法律でどのように定めましても、最終的には、当事者間の契約によって権利範囲は定まっております。それにもかかわらず、電子書籍に対応した権利をどのように位置づけるかについて関係者間の意見に大きな隔たりがあったのは、これは、著作権者と出版者との間に成熟した契約慣行が十分に確立していないからではないかと思っております。

一体的な権利として定めることを求める出版者側と、別々の権利とすることを求める著作権者側などで審議会の意見は二分され、難しい状況がございました。

しかしながら、審議会においても、出版社を代表する立場の委員から、出版界として、著作権者との契約の透明性を高め、著作権者団体との話し合いから、契約ガイドライン、そういったものを作成するなどの発言があったところでございます。私はこういった動きに大きな期待をしております。

出版権は、著作権者と出版者が契約することによって初めて出版者に生ずる権利でございます。出版権の設定のみならず、権利の内容や出版の義務、それから権利の存続期間などについても、当事者間の契約で決めることが求められております。

したがって、電子書籍に対応した出版権がこの法律案によって整備された後は、この法律案を前提とした契約慣行が当事者間において可及的速やかに形成され、著作権者と出版者間に成熟した信頼関係が確立されることが重要であると考えます。

第二に、プラットフォームへの懸念の観点からの意見を申し上げます。

この法律案は、出版権の中に電子出版に関する権利を包含する、こういう形になっていますが、いまだ一部の出版社からは、外資系企業であるメガプラットフォームが著作権者と出版権設定契約を行い、権利を独占するのではないかと、こういった心配があるように聞いております。したがって、著作権法の中にも何がしかの手当てをすべきではないかという御主張なんだろうと思っております。

このような御心配はわからないわけではないんですけれども、プラットフォームが、例えばですけれども、出版社を買収するなどして出版機能を有するようになりますと、出版権の規定をどのように改正したとしても、防ぎようがないわけがあります。プラットフォームの豊富な資金力からすると、三千ないし四千社あるとされる出版社の一つを買収することなどは、恐らく造作ないことだと思われま。

やはりこの問題も、根本的には、出版社と著作権者との間の契約で対応すべき話ではないかと考えております。

出版者が企画、編集などを行い、著作権者の創作する作品をより一層よいものとし、著作権者との間に信頼関係が形成されているのであれば、著作権者としては、紙の出版に関する権利だけではなく、電子出版に関する権利も同一の出版者に預けようとするはずであります。

また、原稿の執筆を依頼する際には、出版者が誰よりも先に著作権者と交渉ができますので、出版者は、メガプラットフォームに先んじて著作権者との契約交渉を開始できる地位にあります。

したがって、著作権者と出版者との間においてこの法律案を前提にした契約慣行を形成し、出版者に権利を預けてもらうようなことが、メガプラットフォームによる独占を阻止する唯一の有効な手段であると考えております。

第三に、海賊版対策の観点からの意見を申し上げます。

審議会では、海賊版対策のためにみなし侵害規定が必要ではないかという議論もございました。私は、この法律案を踏まえて十分に海賊版対策はできると考えています。

電子書籍に関する出版権の設定を受けることにより、出版者はインターネット上の海賊版対策を行うことができます。

審議会では、著作権者の側から、出版者が有効な海賊版対策を行うために著作権の一部譲渡を受ける、そういった契約も考えられるのではないかと、いろいろな御意見もありましたし、先ごろの日本文藝家協会の声明発表によりまして、電子書籍時代に対応した出版契約に向けて出版者と話し合いを行いたい、そういう提案も出ておるように聞いております。

こうした著作権者側の協力を受け、出版者団体と著作権者団体との間で、今後、有効な海賊版対策を行うことができる契約ガイドラインの作成などが行われる結果、あらゆる海賊版に出版者みずからが対応できることになると思います。

このように、法律案により出版者みずからインターネット上の海賊版対策を行えるようになるとともに、契約ガイドラインの作成を通じて海賊版への対応も工夫されるようになると思います。最後に改めて意見を申し上げますと、私は今回の著作権法の改正に賛成でございます。

最後に一言だけつけ加えさせていただきますと、この議論がスタートした時点では立場の全く異なる方々も多くおいでになった中で、国会議員の先生方のもとで行われた検討とか文化庁の審議会の議論を通じてようやく幅広い関係者が合意できるところまで来たことに感慨深いものを感じますとともに、ネットワーク時代の出版文化、出版産業にとってもこれは重大な意味を持つものと確信しておりますのでございます。

本日は、御清聴いただきましてありがとうございます。(拍手)

○小淵委員長 ありがとうございます。
次に、瀬尾参考人をお願いいたします。

○瀬尾参考人 日本写真著作権協会の常務理事をしております、写真家の瀬尾でございます。きょうは、このような発言の機会をいただきましたことにまず感謝申し上げます。

私がまず幾つか申し上げたいことがきょうございますが、まず、権利者として写真家団体から来ておりますけれども、私が申し上げますことは、写真家としての権利者だけではなく、写真家の間、四年、五年、たくさんの方々の権利者団体、さまざまな分野の方たちとも話し合いをし、また、出版さんとも話し合いをいたしました。その結果として、今我々が提案されている条文に対してどのような考えを持っているのか、また、それに付随して皆様に一言御説明させていただきたいことをまとめさせていただきます。

まず最初に、私は写真著作権協会の法人化から十数年、ずっと常務理事をしております、権利者をしてできるだけとめて、いろいろなことをしていこうということに努力しておりましたけれども、今、集中処理機構の執行役員、それからクルール・ジャパンのプロモーションをする責任者の立場を持って、つまり権利者から発信するところまで、かなり広い範囲でいろいろなものを見せていただいております。その上に立つた意見も入っているというふうに御理解ください。

まず、今回のお話で一番不幸なことは、対立。出版者と著作権者が対立している、そしていろいろな利害が対立している、外国のプラットフォームと日本の出版も対立している。非常にわかりやすい二元論で最初から語られてしまったところに私は大きな不幸があったと思います。

つまり、これは対立するものではなくて、連携していく、どのように協調していくかということが重要なテーマであったにもかかわらず、悪と善のような、または侵攻と防御のような言われ方をしました。ここに一番大きな問題点があるのではないかなというふうに思っております。

私は、たとえ外国のプラットフォームであっても、これからは融和をする時代に入ってきてい

ると思いますし、例えば、ウィンドウズのパソコンそれからマッキントッシュのパソコンを使わずしてどのパソコンが日本で動いているのか。でも、そのパソコンが動いている、日本はきちんと日本の文化をつくり、そして新しい次の未来へも進もうとしています。そういうことは融合だと思えます。

ですので、そういった二元論ではなくて、私は、どのように協調して、どのように連携しながら日本の文化を発信していけるのか、よりよい日本文化をつくっていくのかということが主眼ではないかなというふうに考えております。

次に、具体的なお話として、この条文ですが、私、非常に最初のころ、三省デジ懇と呼ばれた三省合同の懇談会から隣接権ということが提案されて以来、文化庁で電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会、これが十四回、それからさらにその後、平成二十五年からは審議会の著作権分科会出版関連小委員会九回、非常に精力的に関係の皆さんと一緒に議論させていただいたと思っております。

正直申し上げますと、権利者として、もしくは著作権者として、出版者と利害が相反する部分があることは確かでございます。ただ、出版者と著作権者はパートナーであるということもまた真理でございます。つまり、どこを譲り合うかということが今回の焦点でした。

そして、それについて非常に細やかでかつデリケートな問題を、この四、五年、本当に鋭意お話し合いをさせていただいたと思います。また、それは誠意を持ってさせていただいたところまで申し上げてよろしいかと思います。

ただ、その結果としまして今回条文が出てまいりましたけれども、この条文で全ての出版物をカバーできるような契約が可能になるというふうなことは、法律によってではなくて、当事者同士の信頼関係に基づいた細かな調整によって成るものだというふうに思っています。

つまり、全てを法律で担保して、全部安心感で

リスクテイクを全くしない契約というのはあり得ないです、例えば、今回の議論の中でよくわかってきたことの一つに、出版物についても各分野で大変違います。

例えば写真。写真というのは、全面にしてみれば、それは版も何もございません。ただ一枚の写真です。ただ、一ページの文書をつくるためには、構成者、著作者が何度も何度も、それこそ夜を徹してつくり上げるような一ページもございいます。例えば漫画のように、著作者が、こま割りのいわゆる画面全てにまで描いてしまうようなつくり方をするものもあれば、そうではないものもある。

その多様な出版物に対して、では一本の法律でいけるのかといったときには、やはりそうではなくて、大枠は法律に基づきまして、出版権を設定しましょう、ただし、その細部に至っては、個々で、これは力関係もございいますし、強い著作、弱い著作、たくさんいろいろございいます。その中できちんとお互いの信頼関係で細かく詰めることで、初めて両方が納得できる状態で物をつくり出せるというふうに考えております。

ですので、今回は、どこまでを大枠とするのかということで話し合いを行ってまいりました。そして、その微妙な微妙な部分の一番大きいコンセンサスとしてできたのが今回の条文だというふうに私は考えております。

そういうこともございまして、このプロセスによって生まれた今回の条文というのを、私としては、できるだけ速やかにこれを骨子として、第一歩として成立をお願いしたいというふうに思っています。

ただ、あともう一つ申し上げたいことは、この電子書籍の立法は第一関門であって、これが目的ではないかと思っております。

それは何かというと、電子書籍の流通というのが最初に言われたときに、いかに日本で電子書籍を流通させて世界に発信するかということを検討した上で、その最初の一番目として出てきたの

そのような大きい施策を後ろに控え、この電
子出版権をまず御審議いただいて、一刻も早く、
日本の文化、そして知財、コンテンツが海外にも

しかし、情報通信機器等がこうして発達してきた現代においては、それを踏まえた出版者としての事業展開も必要です。そういうことを覚悟しておられると思いますが、特に、文芸的な登竜門として各出版社がいろいろな新人賞を設けたりし

特にデジタルの場合は、今までの紙と違って、目が見えない人、視覚障害者は三十万人おります。それから、脳機能障害で、例えばディスレクシアのように、文字が難読できない、こういった方々も含めた、今までの紙というだけではなくて、もっと概念あるいは知的な刺激を与える内容のものを、あらゆるメディアを通じてあらゆる人に提供するためにこのデジタルが非常に役に立つというときに、この登録制度がいかにあるべき

それとこれは馳先生から早くつくれと言われたことなのでつけ加えますけれども、出版AD R、済みません、すぐつくると言いながら、ずっとばたばたしていて二カ月ぐらいおくれちゃって、僕は、本当にここに立っていて済みませんという感じなんですけれども、御存じのように、各業界にあるAD R、オルタナティブ・デイスピュート・リゾリューションという、いわゆる裁判外紛争解決手続というふうに言われているような、つまり、裁判に一々出していたらとてもみんなお金がないので大変だ、特に、弱い立場の執筆者あるいは弱い立場の出版者もやはりあるわけなので、そういう人たちが、これは困ったな、あるいは、契約を結ぶときになかなかわからないまま契約をしてしまったとか、あるいは、契約の後にちよっとトラブルが起きたというときに、一々裁判にはかけられませんので、そういった方々の駆け込み寺、ちよっとした問題については過去の事例を紹介する、あるいはさらに、弁護士が必要な

ときには、本当に安い、安いと言うと失礼ですけども、五千円とか一万円ぐらいの値段で十分に相談に乗ってもらえる、こういった組織を今準備中です。

大変おくれていて申しわけないと思っているんですけども、既に代表理事、副代表理事までは内諾をいただいています。これは組織です。人名はここでは控えさせていただきますけれども、もう近々立ち上げるべく準備しておりますので、その辺も対応していきたいと思っております。

お答えになっていますかどうか。
○馳委員 次に瀬尾参考人にお伺いしたいと思います。

契約のガイドラインが必要だということは土肥参考人もおっしゃっていただきましたが、著作権者と出版者というところ、どちらかというと、やはり会社の方が優越的な地位を持って圧力をかけてくるのではないだろうかというふうなおそれがある中で、今、相賀参考人もおっしゃいました出版ADR、この存在は今後なくてはならないし、そして、海外とのやりとりということも含めてここが整備されていかなければいけないと思います。

きょうは、写真家協会というよりも著作権者の代表として、自分たちの権利を守り、そして、よいパートナーシップを出版者側と結ぶためにどのような出版ADRを望んでいるのか、このこともお伺いしたいと思います。

○瀬尾参考人 出版に関するADRにかかわらず、著作権全般につきまして、実は、頻繁かつ軽微な利用というのは大変多いございます。それに、逆に侵害を誘発するような状況もございします。その中で、やはり裁判所にいきなり行かずに解決できる方法としてADRは大変有効です。し、もって浸透すべきものではないかなというふうに思っております。

ただし、ADRであっても、紛争は紛争でございします。その前に契約でちゃんと形がつくことが望ましいと思っておりますが、日本での契約慣行の

中で、フェアな契約というよりは、やはり、先ほど馳先生のおっしゃった力関係による優劣が出てしまふ。これは、実は非常に権者側としては問題にしております。例えば、著作権譲渡を迫る、それを全てよこさない限り発注をしないという契約が実はございます。

このようなことは、結局、創作者を摘んで、回り回って自分の首を絞めると私は思いますけれども、こういうふうな慣行を直していくためのガイドラインを個人ではつくりがたいものがございますから、団体の中で、そして、またそれを公表してフェアな契約慣行が根づくように、ただし、出版さんも欲しいところがある、著作者も不安なところがあるとしても、出版さんが欲しい部分を何でもかんでも嫌だということとは、もう著作者でも言わなくなってきたいます。一部分きちんと出版さんの言うことにも譲りましょうということも来ていますので、その辺についてのガイドラインはぜひ早急に出版さんと権利者団体の間で確立したいし、その後のADRにつきましては、複数あってよろしいと思います。

つまり、現在、知財関係のADRが私の記憶によりますと二つございすけれども、そのほかに出版さんのADRもあつていいでしょうし、たくさんさんのADRがあり、もし一カ所で決まらなければ次へ行くこともあり得るような、多面的な解決をするADRであるべきではないかなというふうに思っております。

そうしませんが、母体とかメンバーによって一度外れたものがそこで決まってしまうのではなくて、いわゆるお医者さんのセカンドオピニオンのような部分での、融通性があるADRというのを私は望ましいというふうに考えております。ただ、どちらにいたしまして、ガイドラインとADRに関しては、これは出版さんと一体になつてできるだけ早く実現すべきもので、それがあつて初めて今回の権利も生きているというふうに考えております。

○馳委員 そうなると、最後に土肥参考人にお伺いいたしますが、今回の著作権法を改正した次に視野に入れるのが、ナショナルアーカイブの整備であります。

我が国の知的財産をいかに創造し、そして世界に発信をし、たくさんの方に利用していただいて我が国の文化力を高めていく。と同時に、それによって我が国のやはり経済的優位性も、そういった分野からも考慮に入れるのは私は必要だと思つていらっしゃるんですよ。

そう考えると、いわゆる出版権登録制度、これをどのように今後整備していったらいいのかという大きな話の一つと、済みません、ちよつと小さい話になるかもしれませんが、価格の設定なんです。これはアーカイブの件とちよつと別な話です。

出版者側が紙の出版で出版する本の価格と、同じものを電子出版するときの価格と余り差が開くようなことがあつては、それはちよつとそもそも違うんじゃないのかな。ある程度のそこら辺の価格の設定ということには、これは著作者側もそして出版者側も、より話し合いを詰めて、合意の上で設定していくべきだと思つていらっしゃるんですよ。

この点についての、価格設定の見識の部分と、その前の大きな意味でのナショナルアーカイブに向けての出版権登録制度、この二点お伺いして、私の質問を終わります。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。まず一点目、ナショナルアーカイブの設立というところでございします。

もちろん、このナショナルアーカイブの設立というのは、重要な国のソフトローのパワーを示すものにならうと思つたので、極めて肝要なものと思うわけであります。問題はやはり、それを進めるべく必要な財源、マンパワー、こういうものをどうするかということだと思つています。

したがって、かつて国会図書館でPDFファイルにした、ああいう機会が継続的にあるということとは望ましいことだと思つていらっしゃるんですけども、やはりそこは国の予算、財源の問題がござい

ましようから、全て財源の問題として片づけるわけにはいかない。

その場合、著作権法として出ていくこととしては、格別的な著作権法上の手当てをしていくことが必要なのではないか、そのあたりを詰めていく必要があるというふうに思います。

これを進める場合、大体、ヨーロッパというのは公的な団体がそれを進めているというふうな承知をしておりますし、他方、アメリカでは私的な組織がこれを進めているというふうに思つております。我が国は、これをうまく中庸的な形で両方ともうまく使つていって、ナショナルアーカイブとか、さまざまな資源、文化資源、伝統資源のアーカイブをつくっていく必要があるというふうに思います。

著作権法としては、オフアン、孤児著作物の取り扱いの問題というのが現在視野に入つておりまして、法制小委あたりでもその議論の一端を検討しておるところでございします。また今後そういうお話がこういう場に出てくることもあるのではないかと思います。

それから価格ですけども、価格の設定というのは、少なくとも現在、独禁法上再販の指定を受けているのは、書籍、雑誌、新聞、こういうものになつていっていると思つています。これは基本的に有体物でございしますから、北海道、九州、東京、そういう地理的な障壁を越えて、均一の価格でもって、同じ文化あるいは情報、こういったものを国民皆ひとしく享受すべく、その観点から決められてい

るんだらうと思つていただけます。ネットの場合は、これは障壁を越えます。地理的な障壁を越えるところがございします。価格の問題は、やはりそういうところに頼ることはできないというふうに思っています。

したがって、やはり出版者と著作者と、成熟した契約慣行の中でおのずと決まっていくことに期待をするというのが御質問に対する私の答えにならざるを得ないんですけども、よろしゅうござ

いますか。

○馳委員 ありがとうございます。終わります。

○小淵委員長 次に、笠浩史君。

○笠委員 民主党の笠浩史でございます。

きょうは、相賀参考人、また土肥参考人、瀬尾参考人、本当にお忙しい中、当委員会においでをいただき、また貴重な、本当に示唆に富んだ御意見をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。と思います。

時間も限られておりますので、幾つかちよつと端的にお伺いをしたいんですが、まず相賀参考人の方に、やはり今回、電子書籍、電子出版というものに対応できる大きな第一歩を踏み出したというふうに私も認識をしております。ただ、その中でデジタル海賊版というもののどのように対抗していくのかという、先ほど御指摘があった今後の課題というのがやはり幾つかあるんだというふうに考えております。

相賀参考人の方も、このための方法あるいは法的根拠が示されるということが今後必要だろうといううなお話をいただきましたが、少し具体的に、こういう点を次のステップとして考えていくべきじゃないかといううなことがございまして、お話をまうございましたと思います。

○相賀参考人 海賊版については、例えば、雑誌の一部を勝手にデジタル版に載せているときに、その時点では雑誌の執筆者と出版者の間に契約書が普通はないんですね。ですので、明らかに本からとられていようねというときには、みなし侵害規定というものがあつたらどんなにいいだろうということを私も言っておりますし、また、みなし侵害規定にかかわるようなものを何らかの形で、法案あるいは制度をお示しいただきたいということを申し上げておりました。

一つだけ、可能性としては、非常に海賊版が出るということは、それ自体が物すごく売れている作品が往々にして多うございます。ですので、その作家と話し合つて、雑誌の掲載に限り特別に、

いわゆる著作権上、デジタル版についての契約を結ばせてくださいといううな、まだそういう経験はないんですけれども、そういううな契約を、つまり、信託的譲渡であり、また一定期間内に限るといううなやり方で、まさに著作者と一緒になつて対応するということが今可能な一つの方法かなと思つております。

ただ、もしそれが物すごくふえたときに果たしてそういうことができるのかということで、今後そのような部分に対して何らかの法的措置が、今回はなかなか全部はできなかったと思うんですが、これも、将来にわたつて引き続き御検討いただきたいというのが私の考えであります。

○笠委員 今ちよつと雑誌のお話がありましたので、少しお伺いをしたいんです。

今でも、著作権者と出版権者、契約を結ぼうと思えば結べるわけですが、現実には今そういう状況にはないということでございますが、ただ、今後はそういうことをいずれやはり考えていかないとけないといううことで、逆に瀬尾参考人のお立場からちよつと伺いたいんです。

この雑誌に係る著作物について、今回法案が改正をされることで、今後、その契約を結んでいく必要性、あるいは、それが促進をされるといううにお考えか、その辺のところを伺わしていただきたいと思ひます。

○瀬尾参考人 今の雑誌についての海賊版の問題でございます。

まず最初に、海賊版に対しての知見をちよつと申し上げますと、実は、海賊版というものは、法律だけで取り締まつて全くなくなるという性質のものではないということをも念頭にお置きたいでございます。

私がクール・ジャパンのプロモーションをしている中で、アニメとかテレビ番組等は非常に海賊版が多くて、やはり問題となつております。それにも対応することをいろいろ手を打つておりますが、単純に法的な権利が存在することのみによつて

海賊版というのは取り締まれるものではなく、一つの方法として今有効な方法は、許諾をしていくこと。逆に許諾をすることとして取り締まることがセットで初めて効果が出るといううにほかの分野ではほぼセオリー化してきているという状況を、まずお話しさせていただきます。

その上で、今、雑誌についてなんですけれども、雑誌については雑誌協会さんというところがございまして、日本文藝家協会さんと日本写真著作権協会そして雑誌協会によって、数年前になりまして、雑誌の契約に関するガイドラインというのを、多分、権利者側と出版者側で初めてガイドラインをつくつて公表しております。今でもそれぞれのホームページでございいただけますが、その中には、信託的譲渡をするということも踏み込んでございます。

つまり、先ほど申し上げましたように、契約に関して、我々が全ての権利を保持することだけでなく、我々の欲しいところは残し、そして、出版者さんが必要である部分はきちんとそういう処理をして契約をすべしということをガイドラインとして定着させております。これを発展させて、より深い契約もしくは出版権設定のような契約も雑誌について行つていけば、少なくとも今出版者さんがお望みのような部分に関しては実現ができるし、海賊版対策も可能であらう。

ただ、繰り返しますが、それだけで海賊版はなくなるならない。その上にどうするか。官民、それから、国と国の間できちんとした取り組みをしていかないと海賊版はなくなるといううに私は考えております。ただ、国内の雑誌についてはまさに進めていきたいし、進めているというところであるといううにお話しさせていただきます。

以上です。

○笠委員 関連して、土肥参考人にもお伺いをしたいんですが、これは雑誌ということだけでなく、海賊版対策、やはり今後本当に重要な柱で、次我々がやるべきその課題というものをちよつと

具体的にお話ししたくのと、あと、その中でも、先ほど相賀参考人からもありました、今回もみなし侵害規定というものが検討されました。ただ、きょう午前中の文化庁の答弁でも、この法的なハードルがなかなか高いんだといううな答弁もございました。その点をこれからどういうふうに乗り越えていくのか、また、具体的にどういううな形で我々が取り組んでいけばいいのかという御示唆があれば、土肥参考人の方からお願ひをしたいと思います。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。二点御質問を頂戴いたしました。

一つは、海賊版対策、これを雑誌だけではなく、一般的に広く実効的な海賊版対策ができないのかどうか、こういうことであらうと存じます。これは、ネットの海賊版対策というものは、いわゆる一対一で、原告が被告に対して一つ一つ潰していくということは非常に無理でございます。リアルワールドの中の特許侵害とか、ちよつとそういううな話ではないものですから、そうすると、個人が個人を捕まえてということも必要ではあるんですが、これに全てを頼ることはできないように思ひます。

プレーヤーとしては、当然出版権が設定されるわけでありまして出版権者は海賊版対策をとるべき重要な当事者となると思ひますし、著作権者も同様であります。

それから、さらに、海賊版というものは、基本的には、ネットの上のどこかの、例えば掲示板とかそういう場で行われるわけでありまして、そういう場を提供している者は、これは自分は知らないといううに言つていいのかといううにも思ひます。

つまり、確かに、いわゆる導管といううんですか、情報を通ず導管としての役割をプロバイダーはやつているといううに考えるのも、プロバイダーの種類のなかにはあらうと思ひますけれども、事雑誌とかあるいは書籍の海賊版に関するそういうプロバイダーが今やつていることについて、こ

れは自分たちとは関係のない第三者がやっているんだというふうに言うことはできない。そこにはやはり何らかの形で協力する責任があるんじゃないかと思ひます。つまり、当事者がそれぞれ努力をしていって海賊版、海賊行為というものは減らす必要があるというふうに思ひます。

それから、国も要するに、別の話になりますけれども、昭和九年に不正競争防止法ができて、最初の判決が出たのが三十年ぐらいなんですけれども、その間、日本には不正競争に関する判例は全くありません。それは、不正競争が一切なかったかという、当然ないはずがないわけであります。それは余りにも問題があつたので、個人が個人を潰すということがなかなかできない。国のレベルになるんですね。

つまり、今現在ネットの上で行われていることは、個人というよりも、先ほどいろいろ御紹介があるんだらうと思ひますけれども、国がいろいろなミッションをつくって、関係国と国のレベルでやるべきこともある。だから、国、出版者、著作権者、関係プロバイダー、こういったものが一体となって海賊行為というのをやめさせる。やめさせた上で、ネットという場を、トランススペアレンシーといひますか、透明性のある、そういうマーケットにすべきである。そこに電子書籍の市場も成立していくのではないかと思ひております。

それからもう一点ですけれども、みなし侵害の問題でありますけれども、これは、現在著作権法百十三条というところにみなし侵害の規定があるんですけれども、あの規定をこらんだくとかわかるんですが、基本的に輸入とか所持が侵害としてみなされていひます。

今般のお話というのは、送信可能化行為というものを出版権者の本来持つてゐる複製権の侵害とみなす。もともと複製権は侵害だし、送信可能化行為も侵害なんですね。だから、そういうみなし侵害規定を使つて今回の海賊版に対する一つの制度として入れるということは、極めてハードルが高いというのはそこにあるわけであります。だから、黒いものを黒というふうに言うことは少し難しいというのが審議会における議論でございました。

○笠委員 最後に、相賀参考人に一点だけお伺ひをしたいと思います。

先ほど土肥参考人からも、例えば純粹プラットフォームに対していろいろなおそれ、危惧、ただそれは、そこがお金を持つてゐるんだから、出版社を買収すればそれはもう防ぎようがないというふうなお話もありました。もちろんこれから出版権者と著作権者の揺るぎない信頼関係をつくっていくことが非常に大事だと思ひてゐるんですけれども、その点に対する危惧と、あと、特に中小の出版社の方々は心配されてゐるんですね。そこに対して先ほど何らかの助けをいくような仕組みというふうなお話もありましたけれども、その点を改めて少し具体的に伺ひたいので、私の最後の質問にしたいと思ひます。

○相賀参考人 ありがとうございます。

一つは、そういう大きなプラットフォームあるいは通信業者、こういったものが出版社をつくつて入る可能性は十分にあります。それは我々は自由な競争だと思ひておりますし、それに勝つために我々はしっかりとした契約を結んでいくということを先ほど申し上げました。

ただ、もう一つは、とはいへ、予想を超えるようなそういう動きが十分考えられる。そこで今考えてゐるのは、もし私が相手の会社というか予想されるような立場だったらどういふことをやるのか、それに対して我々はどういふ防衛を今から手をつたすべきかということも、専門家の、いわゆる弁護士さんの力もかりて考えております。今

ここではまだ言えないんですけれども、どういふ対応策があるのかということは今からも勉強して、何らかの対応策を業界としても考えていきたと思ひます。

それから、非常に力が弱い出版社、特に、今までデジタルをつくつたことがない編集者にとつて、デジタルの契約を結ぶよといつてもどうしたらいひのかわからない。そういうときに何らかの形で、手とり足とりという失礼ですけど、相談に乗つて、こういうふうにしませう、しかも、そのデータは我々のコントロールできるサーバーに預けておけばしかるべくちゃんと管理されますよというふうな受け皿、これを、具体的に言えば出版デジタル機構の周辺にぶら下げた形でつくりたいなということ今検討しております。具体的にはそこまでやつてございます。

どうもありがとうございます。

○笠委員 どうもありがとうございました。終わります。

○小淵委員長 次に、鈴木望君。

○鈴木望君 日本維新の会の鈴木望と申しまして。

きょうは、著作権法の一部改正の審議ということで、相賀参考人、土肥参考人、瀬尾参考人の三方にお忙しい時間を割いていただきました。おいていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは早速、いろいろ陳述された事柄につきまして、ちょっと離れるかも知れませんが、さきの二人の委員が事細かに質問されましたので、もっと大きな観点で質問させていただければというふうに思ひます。

今回の著作権法の一部改正法案を私も審議する過程の中で、いわゆる著作、当然、一つの価値あるものが生み出される、そういう意味で著作権というものは非常に重要なんですが、それを生み出すために、こういったことを考えてみたらどうか、今、世の中の耳目はこういった方向に関心が向かつてゐるよという意味のものも含めた企画。

また、それに基づいて出されてきた原型案なるものを、いろいろ意見を言つて、より価値のある創作物にしていく編集権、編集者の役割。また、一応でき上がったものが本当に世の中の客観的な評価にたえ得るのか、他人の既にできている著作物を盗用してゐるんじゃないのかどうかという意味までも含めた校閲。そういったものがいかに大事なのかということ非常に私ども痛感させていたいただいたところでございます。校閲につきましても、そういったことがきつちりなされていれば、あるいは小保方さんのような事件というのは生まれないのかという感じもしないでもありません。

そういう意味で、企画、編集、校閲という出版権の中核的なものを、今後とも、時代はデジタル時代とかいろいろなあるんでしょうけれども、そういったものをいろいろな時代の変化がある中でずっと守り通していく、そのためにはどういふことに注意してやつていけばいいんだらうか。そこら辺について、相賀参考人と土肥参考人に、もし御意見がありましたら伺ひをさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○相賀参考人 ありがとうございます。

ちょっと質問の順番が変わるかもしれませんが、編集者にとつて一つ重要なのは、作家あるいは執筆者がつくつた文章を、一つはやはり大勢の人が読みやすいように変えていく。やはりおもしろくなければ人は読まない。おもしろさというのは、別に簡単なものにとか笑うものじゃなくて、知的刺激を与えられるような文章に、余りにも専門的なものは読めないわけですから、それをより多くの人に手渡すための作業があります。

もう一つは、やはり明らかな間違いを直さなきゃいけない。それは、字の間違い以外に、校閲として、明らかな知識の間違いに手を入れていかなきゃいけない。それが本当に合っているかどうか誰もわからないんですけれども、そういう意味では、デジタル時代は非常に校閲には恵まれた環境ですが、それに、いわゆるただの変換ミスと

いうものが同時にふえておりまして、それだけ、機械に頼らずにやはり人間の今までの経験で直す部分も格段にふえているということで、編集者の役割はますます重要になってくると私どもは思っております。

それと、大学等にはコピーを検索する、いわゆるスベルチェックというようなものが日本語版でも徐々に普及しております、まだまだレベルは低いんですけども、これの将来性は大変大きなものがあると思います。

デジタルが進むことによって、出版のより可能性としては、単純にいえば、高齢化社会の中において、大きな字になる、いわゆる版面がそのまの形でそのまま読めるのも大事なんですけれども、目がちよつと弱い、そういう人は大きな字に変えられる。それともう一つは、非常にいわゆる多言語化が進む中で、さまざまな言語に翻訳も進んでくる。ちよつとしたことが翻訳で読める。さらに、子供向けにルビを全部つけることもできますし、音声化もできます。

そういったあらゆる可能性が今度デジタルによって開かれる、これは出版者にとって大きな可能性が広がると私どもは考えております。

以上です。ありがとうございます。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。私は、編集、校正、従来の紙で行われておったようなああいう作業がますます重要になるのではないかとこのように思っています。

いわゆるデジタル社会、ネットワーク社会というのは、ある意味非常に透明性が高い社会、環境になりますので、ある出版者の出すものの質、これが非常に問われることにもなりますし、さまざまなそういう比較サイトみたいなものがたくさんネットの上にはございます。ああいう、さまざまな事業者が提供するサービスとか、有体物でも結構なんですけれども、さまざまなものを的確に長所短所を比較しながら購買者に対して情報を提供する、こういうことにこれからはますますなるわけでありまして、出版者の提供する電子書籍の

質というものがさらに問われていくことになるんだろうと思います。

ですから、編集という作業、校正という作業というのは、従来以上に私は大事なものになってくるように考えております。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

企画、編集、校閲という今まで出版業務が持ってきたものが今後はますます重要になってくるというお二方の御意見でございました。ありがとうございます。

そういったものを受けて、瀬尾参考人にお尋ねをしたいなというふうに思うんです。

やはり、第一に考えるのは、さはさりながら、企画、編集、校閲というような一連の行為というのは非常に重要であるというのは明確になったわけですけども、やはりどう考えても、一番の重要な御本人は著作者だろうというふうに思うわけでありまして、こういう複雑な時代の中で、いかにそこら辺の折り合いを保っていくのか。

また後で新しい時代に対応した契約のあり方についてどのようなお考えを持っておられるのかもお聞きしたいと思いますが、まずは、企画、編集、校閲、それと著作者の権利をどうやってうまくマッチさせていくのかについて、御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○瀬尾参考人 今の御質問でございましてけれども、日本の編集というのは非常に高い技術というか非常に重要なポジションを持っていて、著作に対して非常に重要なパーツである、これはもう論をまたないというふうに思います。

ただ、実は、出版者と著作者というのは、優位である部分がそれぞれあって、非常に微妙な関係にございます。

といいますのは、例えば著作権において言いますと、著作者があつての出版物。その場合には、編集がございしますが、そちらが従になりますけれども、でも一方で、著作者は出版者がいないと出版ができないんですね。つまり、経済的利益を出版者に頼っている場合が多い。経済的に考えます

と、著作者よりも出版者の方が優位であるというふうに言えます。

このように、お互いが高低を持ち合いながら、お互いを認め合っているのが現在の状況にあるんですけども、ただ、今ちょっと正直その間に溝ができてしまっているために契約がうまく進んでいない部分があるんですね。契約自体は行われているんですけども、その契約に不満がある著作者もございまして、不満がある出版者もいらっしゃるという状況の中で、やはり、この二つを一体にしてやっていくためには、個人、個者というのとは難しいと私は思うんです。

つまり、個人の著作者が、いやいやこの契約はちよつと厳しいからとつと優位にしてくださいと言つと、そういうところには出ませんよということもあり得ますし、逆にまた、あなたのところになんかに出版させないとか、そういうふうなことになるまでしてしまふということがあるような気がするんですね。

ここで、団体の中できちんとフェアな契約というのが日本では非常に難しい。つまり、公正である、社会的にこれぐらいはきちんとすべしである、それが著作者のわがままでもなく出版者のエゴでもないところで決まっていくなを、これから団体の役目として決めていくべきであろうというふうに思います。

ただ、団体というのがそのような形でやつたとしても強制力はございせんから、自由契約になるので、こういう考え方自体を広めることが実はガイドラインをつくる上でもっとも重要なことかなと思います。何にしましても、日本という、これまでであつたと言えはおうと持ち合ひ方が、契約というお互いの権利、状況をきちんと担保するようなものに移行していく、電子はそういうきつかけになっているのではないかなというふうに思います。それを強く進めていきたいというふうにも考えます。

以上です。

○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

今の瀬尾参考人の御意見も含めて考えてみますと、これからは、契約というもののあり方、また、契約をどういうふうな位置づけしていくのかというのが非常に重要になってくるのかなという感じを受けるわけでございます。

特に、第一出版権、第二出版権、しかも相手方が、今までどちらかというと出版業界と著作者という関係から、もう一歩進んでプラットフォームが出てきて、プラットフォームはどちらかというと国内じゃなくて国外の世界で活躍をしている事業者ということになってくると、契約のあり方、また、これがいい契約だということが一つあつたとしても、それが標準化されていないと困る。

また、第一出版権、第二出版権の両方をやるのか、組み合わせでやるのか、片方だけやるのかというふうないろいろな場合において、あるべき契約の標準タイプみたいなものも今後つくっていくにやいかぬというふうなことで、そのような事態に対して今後きちんと対応していくということが、この著作権法がスムーズに生かされていくのかどうかの鍵を握っているような感じもするわけなんです。

今後の契約の一般化といえますか標準化といえますか、一番大事なのは著作権者であるというふうに、これはお三方どなたも認めることだと思ひますけれども、そういう中で今後どういうふうな努力をしていけばいいのか。お三方、相賀参考人、土肥参考人、瀬尾参考人に御質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○相賀参考人 鈴木先生、ありがとうございます。

先ほどどこかでお話が出ていたと思いますが、今、日本文藝家協会と私ども出版業界と一緒に新たな契約書のひな形、必ずしも同じものじゃないと思うんですけども、ひな形というのはいくつのモデルでして、何パターンかつくらざるを得ないと思うんですけども、これを進めておりますの

で、まずこれが一つ。

それからもう一つは、現在は何となく日本国内でのみの契約というのが頭に浮かぶんですけれども、実は海外で英語版が勝手に出されるときがあります。そのときに、明らかに英語版は別な言語です。その契約がされていないと我々は何にもできません。しかも、それがデジタルで出された場合は非常に手が出ないということになりますので、一つの可能性としては、例えば、私は海外でも幾つか会社をやっているんですけれども、そういうところでデジタルファーストという言葉があります。紙の本にするとお金がかかるので、日本語でも英語でもデジタル上にまず一応出して、それで権利をある程度押さえてながらその後日本語版を出すというような今までと違う発想、これもこれからは必要なのかなと思います。これはまだ今後検討していきたいと思っております。

どうもいろいろとありがとうございます。

○土肥参考人 質問をありがとうございます。契約をするというのは、本来個別の話だろうと思っております。モデル契約案、ひな形、こういったものをつくる場合に注意してほしいなと思っております。どうしても、出版者なら出版者、それから著作者なら著作者の団体の中で意見統一、意思統一をするということになると、下でなかなかまとまらないで上でまとまるというか、つまり、例えば出版者でいうと、出版者全体の合意がどうしても出版者の側に有利になる、そういう方向で固まる可能性は、やはり世の常としてさまざまな場面における意思決定において起こるわけです。その逆の場面も同じでありまして、著作者の場合も、著作者の団体が意思統一をするとなるとやはりそちらの方に偏った形のものになってくる。

これを避けるためには、やはりいろいろなものを、つまり、標準というものができただけたくさんあっていいんじゃないかと思っております。つまり、いろいろあるものの中から選べるような、そ

ういうことをつくってもらうと同時に、そのことをきちんと周知していただく、特にクリエイターの方においては。

それで、具体の契約において、先ほど冒頭申し上げましたように、本来契約というのは個別的なものである。著作物は違う、期間は違う、それからクリエイターも違う、出版社もいろいろ違うわけですから、そういうものに対応するような形にしていなければならぬ、こういうふうに期待をしております。

以上でございます。

○瀬尾参考人 契約についてですけれども、実はガイドライン等をつくってフェアな契約を進めるということは非常に重要なことで、まず第一番でございます。ただ、だからといってそれを使われるかというところ、それが使われるところには直結しません。

それではどういことが必要かというと、現場の編集者、それから現場の著作者、そして社会の中でも、余りに不平等でエゴイストイックな契約はいけないんじゃないか、公正取引委員会さんにかかるまではないんだけれども、いかにもアンフェアじゃないかという契約についてはやはりよくない契約であるとする社会的な風潮というか浸透、その知識や何かきちんとして浸透していただけないかと思っております。まずそのガイドラインをつくることと同時に、契約をしなければいけない、そしてそれについてお互いで誠意を持って話さなければいけない、そういうことを著作者にも出版者にも、これは現場レベルの話でございます。それと社会的にもそういうことを進めていただくことで、初めてこれが進む。

一つの何かをつくったからこれが進むというものではないです。それについては、業界もしくは社会的な訴え、全てをトータルで浸透させていくような施策というのが必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。
○鈴木(望)委員 ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でございます。

本日は、相賀参考人、また土肥参考人、そして瀬尾参考人、お三方、大変お忙しいところ、御意見をさまで聞かせていただきまして、心より感謝を申し上げます。本場にありがとうございます。

私、午前中の国会審議でも質問をさせていただいた点が何点かございまして、その論点につきまして、一部先ほどの議論と重複をする部分ももちろん出てきますけれども、参考人の皆様ぜひ御意見を聞かせたいというふうに思っております。

まず相賀参考人にお伺いをしたいんですけれども、私、午前中の質疑で、今違法にインターネット上で流通をしているような、例えば雑誌をそのままコピーしてそのまま流通をしているようなああいうものについて、先ほどもみなし侵害のような議論もおっしゃっていただきましたけれども、要は、普通に電子書籍で出したものがそのまま流通すれば出版権ということではしつと対応ができる。他方で、今出回っているものは、雑誌をスキャンしたりであるとか、あるいはまた、吹き出しを自分で勝手に外国語に翻訳したものであったりとか、どこまでちゃんと出版権で対応ができるのか、こういう議論をしたわけでございますけれども、文部科学省の方からは、出版権で全部対応し得るということをやっていくんだというふうにおっしゃっていただきました。

先ほども、雑誌一つとっても、では、今までは雑誌に限ってそういう一つ一つ出版権の設定みたいなことはなかったのを、今後そういうふうにお話論していけばやれるかもしれない、そういうお話もございましたけれども、現状、出版者側でとらえている、インターネット上に違法に出回っている海賊版のようなものについて今ほどのように対応されているのか。そして、これから著作権法が改正をされた後に、これはかなり有効的に対応できるようなものか。どのようにされていくおつ

もりなのか、これを少しお伺いできればと思いますけれども、よろしくお願いたします。

○相賀参考人 現状で海賊版に対してやっておりますが二つありまして、一つは、特に漫画の分野ですけれども、実際にやっているのが日本国内なのか海外なのかわからないんですが、膨大な本が、本が出た瞬間ぐらいにもう翻訳がされて出ております。これについては、いろいろとロボットを使って、あるいは人の手もかりていろいろなネット上を調べて、明らかにこれは違法ですという方には注意を促して直してもらいます。中には、あつ、やつちやいないのかと。

要するに、著作権法上まずいですよという注意をまずいたします。悪質な業者は今度は別なところから出たりなかなか抑え切れないのが現状ですが、そういうことでは、やはり非常に売れ筋の作家と話し合つて実際に出版権をとつて対応しているところもあります。具体的に動いております。

それから、海外ではそれはなかなか難しいところから、海外で何をやっているかというところ、私も、あるいは講談社、集英社もそうだと思います。海外で海賊版の出しているところから、もともと出た出版社が出していないから海賊版を見ているんだという説得力のあるような言い方を説明をされるので、こちらが本物ですというものをちゃんと出すことによつて抑えられます。それなりの良識が働いておりまして、ちゃんととした正式なバージョンを出す、ちゃんとそれを見てもらえます。

もちろんそれ以外にもいろいろあるんですけれども、そこに余りまた一々訴訟とかをやっているとお金が足りないの、ある程度は諦めている。東南アジアは、これから経産省の力もかりて少し海賊版に乗り出そうかな、今そういう現状であります。

よろしいでしょうか、それで。
○中野委員 ありがとうございます。
私、きょうの午前中の質問でもう一つ文部科学

省とやりとりをしたのが、今回新しくデジタルで出版権が設定できるようになるわけでございますけれども、当然電子出版自体は今までもやっている。要は、配信の契約みたいなことをして、当然今でも電子出版をやっている人たちがいる。今回新しく出版権というものが正式に設定をされるので、また個々に恐らく契約を結び直すという流れになってくるかとは思いますが、今までやっていくことと今回新しくまたできることと、要は、現場で混乱しないのか。施行するに当たって現場が混乱しないようにしていただきたいということをお願い申し上げまして、文部科学省の方は、そういう意味では、要は今までやっていくのとは別の権利だからそれは混乱はしないと思いますというふうな回答ではあったんです。

実態、出版者の立場から、今回の施行に当たって何か不安なことはないか。こういうところをもう少し交通整理してもらえるとやりやすいんじゃないかと、何かしる御意見があれば、伺えればというふうに思います。

○相賀参考人 なかなか痛いところとか、実は現状では、今動いている方とはデジタル版の契約も一種お願いしますという形で進めているのが現状です。

今回、著作権法の改正によって、むしろどの出版者も当たり前だと、この一つの機運と言うんでしようか、これを一つのことにしてできる限り進めていこうというのが一方で進んでいくと思います。

ただ、もう一つ。過去にしていなかった場合、まだにおっしゃるとおり、今、紙の本ももう出していないという作家のところにデジタルの権利だけ下さいというのは、非常に言いにくいというのは想像できると思います。紙の本を出していないじゃないか、今は全然重版出していないじゃないかと。現状で出しても返品が多いのということ。それから、担当している方がかわっていることもあります。

そのときに、では何をすべきかというのはまだ

にもう一つの仕事で、先ほどちょっと触れたんですけど、別な、例えば我々がコントロールする会社が過去の非常にいい作品の方のところに、今、今の出版社とももちろん連絡をとりまければ、第三者的な会社がそういう過去の作家のところからデジタル版の権利を、著作権の契約を結んでいく。それをだんだんためて、またそういうものを現状の商売の邪魔はしない範囲である程度やっていく。つまり、復刻版で出しているところもあるんで、そういうところにデジタル版を出しますと復刻版で商売している方は非常に困るというふうなこともあるので、この辺をコントロールしながらやれる組織を今後つくっていくかなと思います。

以上です。

○中野委員 ありがとうございます。

実際に運用するとなると大変にやはりいろいろな御苦労があるだろうとは思ってはいませんが、けれども、また引き続き、しっかりと状況を見させていたいただきながら、我々も必要な措置をまたしっかりやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして土肥参考人にお伺いをしたいんですが、私も午前中の質疑で、国内の海賊版の流通も大変に大きな問題があるけれども、特に、例えば漫画とかアニメとか海外において海賊版の被害というものが大変多いんじゃないかという議論をさせていただきました。

先ほど相賀参考人からも、海外でデジタルで出版をしても対応できるようなケースもある、こういうこともお伺いをしたんですが、やはり国によつては状況はさまざまかと思ひまして、政府の方も二国間のやりとり、協定とかそういうものを中心にして、あくまで相手国の著作権法の中で担保していただくような、こういうお話をされておられました。やはり、中国とか東南アジアとか大変にそういう流通が多い国もございまして、これが特効薬というのはなかなか難しいか

もしれないんですが、有効な手だてがないかなというふうに思っております。

土肥参考人、ずっと議論にかかわられてきた中から、こうした海外の海賊版の対策というのはどういった手を講じていけばいいのかというのを、おわかりになる範囲でお答えいただければというふうに思っています。

○土肥参考人 質問ありがとうございます。非常に難しい問題でございます。おっしゃっていただいたように、基本的に海外で行われる著作権侵害行為について日本の著作権法は原則これは及ばないと思います。

当然、こういうものを考える場合に、とにかく侵害行為はあったわけですから、まずこの国の裁判管轄があるのかというところが問題になると思います。日本の場合だと、民事訴訟法の規定の中でそういう国際裁判管轄を定めた規定がありますので、そういうものが考えられて裁判管轄が決まることになってきます。

その次に、ではその裁判管轄のある裁判所で、準拠法をどこの国の法律にして侵害の成否を判断していくのかということになると思っています。著作権侵害の場合、複製行為ということになりますとこれは少し難しいというふうに言わざるを得ないんですが、公衆送信の場合はまだ知恵を出す範囲があるのかな。つまり、一応、不法行為の侵害結果発生地というところがその法の適用の問題になってきます。

例えば、中国なりアメリカなりにサーバーを置いてそこでいわゆる海賊版をネットの上に上げて悪いことをやっている、こういう場面なんですけれども、例えば日本語で日本のユーザーに向けてそういうことをやっている、つまり、サイトを見ると日本語で、日本円で定価は幾ら幾ら、何とかかんとかというふうな、そういう場合は、侵害行為の結果の発生というものは、侵害行為そのものは中国とか外国で行われるわけですが、結果の発生は日本でも起きてきているというふうに考

えられます。

そうすると、そういうことをやる人というのはサーバーは外国に置いていても日本人の場合があると思いますので、そこを捕捉することになれば、事複製と違つて、公衆送信の場合は結果が発生する可能性は十分あるのではないかな、こういうふうな思っております。

こういう議論は、出版関連小委の中では実は出なかったんですが、従来、法制小委とかそういう場面の中ではばつばつと出ておりました。以上でございます。

○中野委員 ありがとうございます。なかなか難しい論点だなとは思いますが、けれども、確かに実際の被害というものもかなり出ていることとございまして、やはり政府にも引き続き対応をお願いしてまいりたいというふうに思います。

そして、瀬尾参考人にもお話を伺いたいんですが、私は、午前中の質疑でも、クール・ジャパン、瀬尾参考人はクール・ジャパンの関係でもお仕事をされていたかと思ひますけれども、日本のコンテンツを海外へ出していくという政策について質問をいたしました。

何でこういう観点で質問をしたかといいますと、私個人的に思っておりますのは、日本のコンテンツは非常にすぐれている、海外にも通用する、こういうお話はあるんですが、コンテンツをつくっている方々、若い人たちも、この世界で頑張っているというふうに思ひ、後継者がどんどん育つていって、やはりそういう形にしていかなければいけないというふうに思ひます。

そのためには、著作をしていく環境というのものは、やはり改善していかなければいけないでしょう。例えば、クール・ジャパンでいいますと漫画とかアニメとかがよく例に挙げられますけれども、では、仮に日本のアニメーターの方の給料はどうかといひますと非常に安い、なかなか目指そうとい

う気持ちも薄れてしまふ、こういう現状もあるな。やはりそういう状況では、幾らコンテンツをどんどん海外に出すと言っても、どんどんなるな人が育つていかないといけないな、こういういろいろな思いもあります。

やはり海外でどんどんビジネスになってそれが市場を拡大していくというのは非常にいいことだな、こういう思いもありまして、この海外展開をどうやったらしていけるのか、こういう質問もさせていただきます。

瀬尾参考人は今までのいろいろなお仕事に携わられてきたと思いますが、一つは、これから日本のさまざまな出版物などのコンテンツを海外に出していく上で、政府としてどういうところを後押ししていくとそれがうまくいくのか、また、どういふことを後押ししてほしいのか、これを一つお伺いしたいのと、もう一つは、やはり著作をしていく方々の環境をもっとよくしていくためにはどういふ取り組みが考えられるのか、この二つをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○瀬尾参考人 今、クール・ジャパンのことで御質問をいただきました。また、著作者の創作環境の改善という、この二点について御質問をいただいたと思っております。

クール・ジャパンにつきましては、実際には先ほどのナショナルアーカイブ。ナショナルアーカイブというのは、私の考えますところに、日本の国内でアーカイブをつくるだけではないと。そのアーカイブは、きょうの資料にお挟みしました世界地図がご覧いただけます。今、ヨーロッパではヨーロッパ、アメリカではアメリカを中心としたアーカイブができております。これと連結していくような世界的なアーカイブの一端としての日本のアーカイブというふうに考えております。これは実はクール・ジャパンのインフラになり、ここにたっていくことによって海外に連携していくというベースになるであろうというふうに考えております。

その中で、実はアジアがTPPの議論の中で大変知財に興味を持ち始めましたし、著作権処理もしくは知財の流通に乗り出してきております。その中で日本がリーダーシップをとって、ナショナルアーカイブ施策を中心に、いわゆる海外へコンテンツを配信するインフラをつくっていくということが重要ではないかなと思っております。また、これについては、特許を初めとする世界的な知財システムもオーバラップしていくというふうに考えます。

ですので、実は先ほどの二枚お挟みしましたナショナルアーカイブと孤児作品処理、この二つについて推進していただき、それに乗つけてこれをクール・ジャパンのインフラとしていただくことで海外への発信はいくのではないかなというふうに思っております。

ただ、もう一つこのクール・ジャパンの重要な点は、先ほどのような小さなクリエイター、それから地方でつくられている非常にローカルな著作物、それですばらしいものはたくさんあります。日本の地方ではたくさんすばらしいものもあるし、小さくてもすばらしいコンテンツがたくさんあるんです。それをナショナルアーカイブが吸い上げて、プロモーションして海外に出していくことで、日本の経済政策と文化政策、ともに進むであろうと思っております。

先ほどの二つ目の御質問であるクリエイターの経済環境なんです。これまでは非常に経済原理が強かったためにそうなってきたと。これからは、これからやはり販路といいますか流通が促進されること、それと、大手を通さない地方のそういったクリエイターたち、もしくはそういったルートが確保されることによって、より自由で、かつ、そういう非常に苦しい環境以外でも物がつくれるように、今はそこにはない物がつくれないうから我慢しているのであって、新しい創作環境をつくるインフラにもなっていくと思えます。

ですので、この二つきょう資料をお持ちしましたことは、今後の日本の施策であると同時に、コ

ンテンツの制作を基本的に変えていく大きな施策としてお考えいただけたいと思います。この電子出版権はそれの完全にグットウエーであって、ここを入ったところからそういう話が進んでいくというふうに考えております。

以上でございます。

○中野委員 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小淵委員長 次に、柏倉祐司君。

○柏倉委員 みんなの党の柏倉でございます。よろしくお願ひいたします。

きょうは、相賀参考人、土肥参考人、瀬尾参考人、大変お忙しいところわざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。

これは出版業界の大きな目玉だとは思いますが、きょうは、この法律そのものの理解を深めるという意味でも、素人と言つと変な感じが、出版業界、その背景に余り理解のない人間がこの問題にどう携わっているのか、そういう私の初歩的な質問が中心になりますが、ぜひ質問させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

この法律を理解しようとしていろいろな本を読みますと、必ず出てくるのが、著作隣接権というもの。今盛り込む盛り込まないという議論があつたということでございます。

著作隣接権というものの、私のような素人の考えで言いますと、やはり、本をつくるというのは、作者のクリエイティブの土台に立つて、編集、構成、当然本を売るわけですから広告、そういった戦略、さまざまに重層的に折り重なつて一つ著作物が世に出るわけなんです。

いかに世に出るまで大変なのかということがわかれば、この著作隣接権というものの対する世の理解もやはり深まってくる、これは前向きに検討していけるんだと思ふんです。

今回は残念ながらこういつた形では反映されていないのは承知しておりますが、今後やはり進めていく上でも、このところ一番興味があるの

が、これはもう出版業界の赤裸々な現実として、どれぐらい物が出てきて、要は作者が、たまたまといひますか、本を書く、原作が出てくる、それをどのように企画、編集、構成、そして世に送り出していくのか。どの部分で一番労力がかかるのか、コストがかかるのか、時間がかかるのか。こういった現実のところを教えていただければと思います。

相賀参考人にお願ひいたします。

○相賀参考人 ありがとうございます。

一言で言うと、千差万別。こう言つてはなんですけれども、まさに先生の原稿をそのままほば使える、ただ、形にする場合にはどうしても、もちろん装丁とかどういふ形態にするかとか世の中に出すためのいろいろな工夫が編集者には求められますので、全く個人で出されている方もいるんですけれども、やはり編集者がそこにかかわることが多いと思ひます。

ただ、物すごく手間のかかる場合も実際はあります。さまざまなアイデアから、取材を一緒にして、あるいは資料を集めて、それがまた本に果たして世に出せるのかわからない段階から一緒に、本当に苦楽をともにしてつくっていく場合もあります。まさにさまざまなものがあるので、本に千差万別と言つていいんです。

今いろいろとネット上で、みずからまさに本のような形にしてレイアウトまでして出される方もいます。これがふえておりますし、世の中の人には本を読むよりも本を出す方が多いんじゃないかというぐらい、大変に創造的な行為をされる方は大勢います。その中からまた紙の方に戻るものもたくさんありますし、作家が育っていく場合もあります。まさに、出版者だけが本をつくる時代がもう終わっているという感じがいたします。

同時に、アメリカでもそうだけれども、ネット上で大変にヒットした作家がやはりある特定の出版者と契約を結び、またそのさまざまな二次、三次的な展開をしている例も多々あります。

今の時代は何か紙、デジタルだけじゃなくて、商品化権とか、いわゆるその作品が持つさまざまな可能性を、例えば映画原作、テレビ原作、あるいはノベライゼーション、あるいはコミック化、こういったさまざまな別なものに置きかえていくという作業も発生する可能性があるわけで、今の編集者は多分単純な昔の編集者とはもう変わってきていると思います。

その辺が今の新しい方向かな、そんな形で考えておりますが、これで説明になっていきますでしょうか。

○柏倉委員 どうもありがとうございます。

やはりそれだけ千差万別で、一つの本といっても、教科書から現代風の小説までいろいろあると思います。

今回の問題で、著作隣接権を今後考える上で、やはり出版物というのはそういった出版者の御苦労、御苦労といいますが、あらゆる労働によって成り立つものであるという理解を深めることが大事だと思っております。

そこで、例えば、出版に至る過程を、作品、これは創造物ですから例えば創造権としましょう、編集を編集権、校正を校正権、こういった形で権利を細分化して切り分けて、そして、ネット媒体、もしもそういうメガプラットフォームがあったら取引すればいいじゃないかというふうなお考えを持っている方もいるようなんですが、そういう発想についてどのように思うか。これはもう感想だけで結構です。相賀参考人、もしも思うところがあれば教えてくださいいただければと思います。

○相賀参考人 瀬尾さんの前で話しくいんですけれども、時々、編集者にも権利があったらどんなにいいだろうと思うことは正直言っておりませんが、やはり、作家の生活を長い目で見て、できる限り作家が将来にわたって生活を維持できて、いい作品が生まれるためにあらゆる環境を整えるのが一番の仕事だと思っておりますので、我々はそこではあえて、もう会社として給料をもらって

いますから、それ以外のものを求めることはもうゼロに近いと思います。

ただ、独立した編集者で、作家とパートナーを組み、やっている方はいます。それは、いわゆる原作あるいは補助的な仕事としての契約を多分作家と結んでいるんじゃないでしょうか。そういう形ではあると思いますが、現状の出版者では、権利を細分化して持つということとはちょっと考えられないと思っております。

○柏倉委員 どうもありがとうございます。

当然、著作権者の権利を一義的に考えて出版者はやられているということでも理解をさせていただきました。ありがとうございます。

次なんです、お三方にこれはちょっとお伺いしたいんです。

電子書籍に関する新たな出版権を規定する今回の改正案なんです、さきの小委員会報告書を読みますと諸外国の事例も結構書いてありまして、私もおもしろく読ませていただいたんです。ただ、中には、法改正をしないと出版者は一つも差しとめができないということにはなっていないように思うんです。

ちよつとこれは、なぜ日本ではやはり今回このように必要になって、海外では必要にならずにもうこの問題がクリアできているのか。法の窮屈さといいますが、運用の非柔軟性というところも指摘されますが、その辺に関するお考え、思いがございしますれば、お聞かせいただければと思います。できれば、お三方にお願いたしたいんですが。

○相賀参考人 もともと海外では、一般には、例えばこういう例があると思うんです。ドイツの映画というのがあります。あるいは「スパーマン」という作品があります。あれはもともと原作者がいきましたけれども、全部会社が権利を持っており、日本では、全部ほとんど、キャラクターは原作者、作家が持っております。つまり、アメリカでは割と権利を買ってしまおうという考え方が強くあります。日本では、作家はあくまでもなるべく権利を持続していこうという文

化がございします。です、我々としては、買い取るということがまずほとんどありません。

ただし、非常に専門的な書籍、医学書のかなりの部分は、先生自身がまず何らかの仕事についており、研究者なり学校に。主たる収入源が別なところにあるので、いわゆる作家とは違って印刷収入に頼らなくてもいいという方々は、どちらかというと出版者に預けて、それを自由にいろいろとデジタルバージョンとかやってくれと、まさにアメリカ的なやり方をすると、ございします。だから、日本の出版界の中には実はさまざまなやり方があるんですが、権利譲渡ではなく、ほとんどが委託契約でやっているというのが現状です。

ただ、アメリカでも実際には、何か勝手に全部やるというわけじゃなくて、逆に、ちゃんとやってくれないければ解除するというような著作権者の権利もちゃんと認められておりますので、ただ買ったから何でもできるよというわけではないというふうに聞いておりますし、この辺はまさに、どこの国が一番いいとかではなく、我々にとつて一番著作権者との間に信頼関係が醸成できる仕組みをこれから考えていきたいと考えております。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。御質問に対する回答としては、今回の私どもの小委で作成した報告書の中にも書いてあると思うんですが、すけれども、我々が検討のそもその入り口にしたのは、先生おっしゃるところの隣接権のものが一つ、それから独占的ライセンシーに対して訴権を与えるというのが一つ、それから出版権制度の拡充、それから契約でやる、こういうような四つぐらいの選択肢の中から今日のよう形にたどり着いたわけでありまして。

もちろん著作権法というのは重要な知的財産権の一つなんですけれども、ほかと比べると、知的財産法の中で、例えば特許とかそういう法律とパタレに置かれているような制度を見ると、違う点が結構あるんですね。

その最たるところはライセンシーのところなんですけれども、著作権法の場合のいわゆるライセンズの制度というのは、例えば特許法なんかと比べると非常に変わっています。ですからゆえに、ライセンズの設定はできるんですけれども、著作権者がかわつてしましますと、その新しい著作権者に対抗するすが制度上ないんです。したがって、どういふふう実際にいふふうになるかという、先ほどから議論にもあったんだらうと思うんですけれども、権利の一部の譲渡を受ける、そういう手に対抗力を備えられたりすると思うんです。

外国では、独占的ライセンシーというのは訴権を持っています。つまり、差し止め請求権を行使できるわけです。したがって、今度の出版権でもって電子出版というふうなものをつくって、そこで出版権者に差し止め請求権を与えるというやり方をしたわけなんですけれども、特にアングロアメリカン法系の場合は、独占的ライセンシーが訴権を持つておりますので、つまり、出版権者もアングロアメリカン法系の独占的ライセンシーも著作権者の意思に基づいて設定されるわけなんですけれども、著作権者の意思に基づいて出版権もつくられるし、アングロアメリカン法系の独占的ライセンシーも意思に基づいて生まれるんですけれども、外国の場合は、その独占的ライセンシーが自己の名をもつて差し止め請求権を持つていますので、とめられるということになるんです。

日本では、著作権法独特なんですけれども、それをもし仮にいじるとなると、著作権者がすぐたくさんいろいろな種類の方がおられて、例えばテレビ局の方とか、いろいろな方がおられるんです。あるいはコンピュータプログラムの業界の方とかさまざま。そういういろいろな方に影響を与えられるようなことをもし今回やるとしますと、もつと大変な混乱になる可能性もあるわけなんです。つまり、そつとしておいてくれというふうにおっしゃる方も相当おいでになるはずなんです。

そういうようなそつとしておいてほしいという人のところまで、独占的使用許諾権に関して例えば訴権を与えてというふうなことをやっていくということは望まなかったというわけでございます。

ですから、選択肢の中に、我々は横目では見込んですけれども、そういう方法はとりませんでした。ですが、外国はそういうことができていくというところでございます。

○瀬尾参考人 諸外国と比べてということで、私は専門家ではございませんけれども、端的に申し上げますと、日本の出版と著作者の状態というのは世界でもまれに見る状況であるということをまず御認識いただくことが重要だと思えます。

それは、三千七百社という非常に多い出版社さんがいて、集約化されない。つまり、合併したりとか強いところがどんどんとついでいくとか、小売館がいっぱいというふうなこともございまして、みんなでちゃんと成り立っている。三千七百社がいっぱいいろいろなものを少しずつでもつくっているというのは、非常にまれです。通常は、やはり経済原理に基づいて、どんどん買収が行われて、売れるものは集約化されていく、それと同時に権利も譲渡されて、出版者が権利を持つということになります。

ですので、当然そこで裁判も、出版者が著作権を持って裁判ができるという状況がある。これは、先ほど相賀参考人が言われたような、日本では著作者に著作権を維持する慣習があるというところで、ちよつと違うと思えます。

私はよく思うんですけども、このところ、やはり諸外国の法制と日本の法制その他をいろいろ比べることが多々ございます。当然、国際条約的な中での整合性というのは必要だと思えますが、私は、今の電子書籍のあり方と、今度、出版権も含めまして、日本は日本独自のものでよろしいのではないかなというふうに思っております。実際にこれからアジアでできてるアジアスタンダードのもとをつくるのは日本の法制であつて、

ヨーロッパとアメリカに倣う必要はない、これは私のちよつと持論なんですけれども、そう思います。

ですので、諸外国を横目で見つつも、日本の多種多様な創作の環境、または出版社の存在、そういうことをきちんと生かせるような状況をつくつて、要するに、法に合わせて現実を当てるのではなくて、現実に合わせて日本の法をつくつて、そしてアジア的なあり方というものについて、私ははつきりした知見なりその方向性を日本が示していけばいいというふうに思えます。

また、それがアメリカやヨーロッパの法制ときちんと融和するような形を我々がつくるといふような意気込みと視野を持つて進めるべきだと思いますので、いろいろな問題はございすけれども、日本の特性というのは存続すべきだし、そのような形での制度または契約ということを進めていくべきではないかなというふうに考えております。

以上です。
○柏倉委員 大変示唆に富む御意見、ありがとうございます。これで終わります。

○小淵委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 結いの党、信州長野県の井出庸生と申します。

きょうは、参考人の皆さん、お忙しいところありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

まず相賀参考人にお伺いをしたいんですが、先ほどの委員と先生とのやりとりの中で、現状の海賊版対策、人の手であつたり機械、ロボットを使つて把握をされているとおっしゃいましたが、実際のどのぐらいの人員ですとか時間をかけて現状のそういう海賊版の状況を把握されているのかというところを教えてくださいなと思うのです。

○相賀参考人 ありがとうございます。

私の経験ではなくて、集英社という一つの出版社の場合、月に一万件の海賊版の摘発をしてい

るそうです。それに対する費用は結構な金額、ちよつと金額は知らないんですけれども、お金がすこいにかかっているというのを聞いてみんなもびっくりしてしまつて、うちはそんなに売れている作品がないせいか、そんなにやっていないんですけれども。

やはり、物すごく売れているものほど海賊版が出るということ、その辺は私どもの経験ではちよつとわかりませんが、今のところその数字しか把握しておりません。

○井出委員 そうしますと、これから電子書籍に出版権というものがこの法改正で認められる形になったときに、出版者側としては、海賊版対策を何か強化していこうとか、監視する体制ですとか摘発体制を強めていこうということがこれから一つの流れとしてあり得るのかどうかというところのお考えをちよつと、相賀参考人にお伺いしたいのです。

○相賀参考人 この法律が通つた後のことは、さまだまにやらなきやいけなことがあるんですが、そのうちの一つは、確かに海賊版に対してどう対応するかなんです。

我々、同時に契約をして、紙を出したときには既にデジタルの契約も、さらに言うと、正直言つて、作品によつてタイミングがずれる場合もあると思うんですけども、紙の本を世の中に出した瞬間にはデジタルバージョンも出すというふうにいたしますと、はつきり言う、いわゆる海賊版に対してはもう対抗できるというふうに考えております。そういうことを各出版者ができる限りやる。

それから、はつきり言つて、売れるものほど同時的に出すということが防衛的になるかなと思えます。ただ、中には、紙の本をなるべく多く売つてからデジタル版というふうな考え方もありますし、それから、デジタルでは出さない、紙だけで売るといふ考え方の出版者も出ると思えます。そのときに海賊版をどう抑えるかがやはり今回非

常に悩ましい問題で、それに対して、契約をもとに何らかの形で訴訟という形で動かざるを得ないかなと思つております。

以上です。

○井出委員 そうしますと、海賊版の対策に強い出版者、また、今、紙を出すと同時に電子版もというお話がありました。そういう力を持つていく出版者というのがこれから主流になっていくのかなという印象を持つんですが、相賀参考人のお考えとしても、業界はそうなつていくとお考えですか。

○相賀参考人 その心配をやはりどうやって乗り越えるかということなんですけれども、小さな出版者の場合、ほとんどデジタルに手を出していない出版者がたくさんあります。

それで、そういうところには、例えばの話ですけれども、デジタル機構というところ、紙の本を出したら同時にデジタルの契約も欲しい、それを預けてください。それに対して、あるいはデジタルの商品化ではなくても、サーバーにデータを持つていただけでももう既に持っていることになりす。そこから必要などころへ電子書籍にそれぞれ出せるので、つまり同時に持つていくということ、そこが海賊版を抑えるという取り組みをすれば抑止効果になるのではないかなというふうに考えております。それは十分にこれから検討する課題だと思つております。

ありがとうございます。

○井出委員 次に、著作者のお立場からということで瀬尾参考人にもお伺いしたいんですが、今私がちよつとお話しさせていただいたように、先ほど出版社が三千七百社あるというお話もありましたが、そういうものが集約化されていくのではないかなというお考えと、それについて著作者の立場としてどういう期待また懸念を持たれているか、お聞かせください。

○瀬尾参考人 今の御質問なんです。私は、日本の三千七百社と言われている出版社がき得る限りデジタルの時代にも残つてほしい、それを著

作者としても後押しをしていきたいというふう
思っております。

といえますのは、それだけたくさん、いわゆ
る売れる売れないだけでなく、きちんと社会的価
値を持った書籍の出版が三千七百社によってな
されているというふうな理解をしています。

ですので、例えば集約されていけば、当然、売
れるものから優先で、経済原理のままだという出
版物の方が多くなってくるのではないかと思います
すけれども、それだけではなくて、例えば年間十
冊程度しか出さない出版社さんが、その分野もし
くはその需要において非常に重要な本をつくつて
いる場合もございます。また、それに伴って、非
常にニッチなテーマを追い続けていくことできち
んと出版が成り立つ著作者も多々ございますの
で、そのような多岐にわたる出版者、著作者とい
うのをいかに維持していくか、これは日本の文化
の基本的な部分ではないかというふうに思いま
す。

一言つけ加えさせていただきますと、日本の文
化の特徴の中で諸外国と違うのは、著作者と利用
者の間に、いわゆるハイアマチュアというか、創
作者予備軍と呼ばれる、濃いファンと呼ばれるよ
うな層が非常に厚く日本はいるのが特徴ござい
ます。これによって、例えばコミックマーケット
とか、著作者に準じてあったり、もしくは非常に
熱心なファンであったりする方たちがたくさんい
る。こういう方たちの出版なり創作活動を支えて
いるのは、やはり多様な出版者さんだろうと思
います。

ですので、統一されて、どんどん経済原理に
よって集合されていかないうにするべきという
のがまず一つの考えでありますけれども、では、
翻って海賊版対策はどうするんだ、小さいところ
はできないじゃないかというふうな当然言われて
しまうと思うんですけれども、先ほども申し上げ
ましたけれども、海賊版対策というのは、単純
に訴訟を起こして落とすことで一方的に減らすこ
とはできないと私は思っております。複合的なも

のだと思っております。

ですので、先ほど申し上げた、施策として、団
体もしくは国、もしくは国に準ずる組織がそのよ
うな小さな創作者、創作出版者を守るために海賊
版対策をすること、海賊版が出てしまった後の
措置というのは限定的になるだろうというふう
に思っておりますので、いかに事前の総合的、組織
的な海賊版対策をしていくか。その中には、許諾
を出す、先ほどデジタルファーストという言葉が
ございましたけれども、私は、許諾を出していく
ことが非常に重要な海賊版対策の鍵だと思つてお
りますので、そのような形で海賊版に対抗してい
くということが有効ではないかというふうに考
えております。

以上です。

○井出委員 ありがとうございます。

引き続き瀬尾参考人にお伺いをしたいんです
が、ナショナルアーカイブ構想の話ですね。私も
非常にそういつたものは進めていくべきではない
かなと思っておりますが、実際これからそういつ
たことを進めていく上で今大きな障壁ですとか、
こういつたものを越えていかなければいけないと
いうところをもう少し御所見を伺えればと思いま
す。よろしく願います。

○瀬尾参考人 ナショナルアーカイブ構想につ
きましては、先ほど馳先生からも皆様も、いろい
ろなところで話題に出ていることかと思いますが、
ただ、世界的なネットワークの一つになるべきで
はないかというふうな申し上げました。

実際に、例えばもう一つ申し上げられるのは、
今特許のシステムがアーカイブ化を行っております
す。つまり、世界でどこでも特許が検索できるよ
うなシステム、その迅速化が求められています。
これと非常に仕組みが似通っておりますし、この
ような世界的なネットワークの一端の中でナショ
ナルアーカイブを考えていくということなんです
が、まず喫緊にしなければいけないのは、日本
が、アーカイブの仕様をきちんと決めて、そして
周りの世界のアーカイブとコネクトできるような

仕様を決めて、その標準化を行っていくという
ことが重要だと思います。

それともう一つは、これは知財戦略本部でも話
されていることですが、現在あるアーカイブをき
ちんとまとめたポータルをつくっていくこと。そ
れともう一つは、ナショナルアーカイブとは何ぞ
やといったときに、誰がどう使つてどうペイする
のかという当たり前のことをきちんと議論して実
現していくこと。

ここでこういうことを言うのもなんですけれど
も、ナショナルアーカイブ促進法のようなきちん
とした旗印と方向性を最初にまずお示しいただく
ことが実は私は一番重要なかなと、ちょっと場
が違いますが申し上げたいと思います。こ
れにつきましては、先ほど言ったアジアというこ
とをきちんとにらんだ上で、喫緊に日本が手を挙
げるということまで全がは始まっていくな。

障壁につきましては、非常に広範囲なものにな
りますので、各所轄官庁さんそれぞれで部分的で
はなかなかやりがたいということが挙げられると
思いますし、例えば国会図書館さんを含めて、分
散してしまっているものをどこでどうまとめてい
くかということが重要なことというふうに考えてお
りますが、今のこのような状況で、手順を踏み実現
していく、少なくともこの四年度からの議論の中で
何らかのアクションというのを起こしていくス
ピード感があると、これはT P Pの知的財産の環
境の変化に対する対応手ともなり得るものだと
いうふうに考えております。

まあT P Pがどういう結論になるか全くわかり
ませんし、どういう議題かも存じ上げませんけれ
ども、漏れ聞くところによりますと、その部分に
つきましては日本としての対応策が必要である
う。それによって創作者が基本的なダメージを食
らうこともあり得るというふうな判断しております
ので、かなり喫緊な課題としてのナショナル
アーカイブシステム構想をまずお考えいただきたい
りすることが大事なのではないかと私は個人的
に思っておりますし、お願い申し上げますところで

もでございます。

以上です。

○井出委員 ありがとうございます。

次に、土肥参考人にお伺いをしたいんです。
先ほどのお話の中で、契約は本来自由であるべ
きものだ。私もそれは全くそのとおりだと思
いましたし、あと、各団体がいろいろ合意をして
いけばそれぞれの団体に有利なものになってしま
うので、標準的なガイドラインですか、いろいろな
パターンのものでつくって周知をしていけばいい
というお話があったかと思うんですけれども、私
もガイドラインの必要性も感じる一方で、余りガ
イドラインを精密につくってしまうと、逆に契約
の自由のところ、果たしてそこは大丈夫なのかな
という心配があるんです。

ガイドラインについて、具体的に、例えばどう
いう立場の人間が作成をしていくんですとか、そ
このガイドラインについてももう少し詳しいお話を土
肥参考人からいただきたいのですが。

○土肥参考人 質問ありがとうございます。

今、ガイドラインの策定なり、それから、標準
的な幾つかの契約のひな形というのが経産省を中
心に検討されているんじゃないかというふうに思
います。

私はそれに一切かわっておりませんので何と
もこの点については言えないんですけれども、先
ほど申し上げたのは、やはりどうしても当事者は
できるだけ自分たちの利益を最大化する、そうい
う方向に物事を決めていくことになりがちであ
ります。

もちろん、クリエーターもそれからパブリッ
シャーも重要な当事者でありますけれども、その
背後には一般ユーザーという者がいるわけだ
すね。ガイドライン、あるいはいろいろな法の制度
もそうなんですけれども、その制度の中でどれぐ
らい最大の利益をその制度が守ることになるの
か。つまり、ほんのわずかな一部の利益しか守ら
ないというような制度は、制度としてはうまくな
いんだろうと思うんです。だから、可及的に大き

な利益を一つの仕組みの中で保護していく、それは、クリエイターもパブリッシャーも一般ユーザーも含めた、そういう利益を志向していただきたい。

ガイドラインを策定する中で、先ほど言ったように、どうしても自分たちの利益を最大化したいというふうにお考えになるのでありましょいうから、恐らく、そういう策定の中には、第三者的な、中立的な、そういうメンバーが入ることで、常にどちらかに偏しないようなものができるだけたくさんつくってもらうということを期待しているわけでございます。

以上でございます。

○井出委員 本日はありがとうございます。終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○小淵委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本委員 日本共産党の宮本岳志です。

きょうは三人の参考人の皆様方、まことにありがとうございます。私の方からお礼を申し上げます。

まず、出版者の代表である相賀参考人にお伺いをしたいんです。

今回の法改正が、一方で、違法な複製やファイル共有ソフトを利用しての違法配信という、つまり海賊版対策、これのために打ち出されてきたということを先ほどから聞いておるわけですから、まず、被害は事実問題として、現状で海賊版による被害はどのようなものがある、被害額がどれくらいになっているか、わかる範囲でお答えいただけますでしょうか。

○相賀参考人 被害額として今資料を見ますと、五年間なので、つまり累積したもので、千五百から三千億ぐらいという、要するに、ではその間の数字は何だというぐらいちょっと把握し切れていないというのが真実で、つまり膨大な数の海賊版があって、何か抑えられ、すぐにまた消えてどこからあらわれるというモグラたたきのような存在であるので、ちょっと正直言って把握し切

れていない。できるところでやっている、できないところはもう諦めている。

例えば台湾では、日本の出版界はコミックスの大体九七、八％、台湾地域で出ておりますが、大陸の方ではそれが全部繁体字のまま、いわゆる簡体字に直さないでそのままインターネット上で見られておりますが、私どもにとってはそこそこは手が出せない。台湾とは契約上ちゃんとしているんですが、デジタルはどこへ飛んでいくかわからない。こういったことが全世界で起こっているとして、北米の漫画で五年間が三千億円、これは事実なんです。

結局、日本語版よりも、英語版に直した瞬間に、それぞれの本当に優秀な翻訳者以上に世界じゅうの優秀な翻訳者たちが、こぞってマニアが各国語に訳していくんです。そういう漫画だけじゃなくて、今は文学作品も同じように、お互いにここはおかしんじやないと言いがら、どんどん翻訳をして勝手にやっている。

これをどうやって抑えていくかというのは、やはり、今回の法改正によってデジタルバージョンを我々が出版権としてはとれるということは大変な武器になります。これをいかに生かしていくかというところはこれからの大きな課題なので、まずその取っかかりに入ったというか端緒に入ったというところで、本当にありがたく私は思っております。

どうもありがとうございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

そういう海賊版に対する対処ということは、私どももちろん必要だということを受けておられます。

それで次に、小委員会に参加をされた瀬尾参考人にお伺いしたいんです。

小委員会では、出版者への権利付与のあり方として、著作隣接権の創設、それから電子書籍に対応した出版権の整備、それから訴権の付与、あるいは契約による対応、四案が示されて検討が行われました。

著作権者の中では、積極的に著作隣接権の創設を支持する立場もあれば、現行のまま契約での対応を望む消極的な立場もあったように、私、中身を見させていただいて感じるわけです。

それぞれのような背景からそういう積極的な立場あるいは消極的な立場が出てきているのか、御紹介いただければありがたいと思います。

○瀬尾参考人 今の御質問なんですが、非常に長い道のりを経て、私も、実は公な会議以外の会合というのが多数ございまして、もう本当に三年も四年もこれにかかり合っていました。

その中で、今御指摘をいただきました四つの案について、まず著作隣接権についてですけれども、これは自動的に発生してしまう権利ということと、これだけ多種多様なつくり方と内容がある出版物全てに自動的に発生してしまうということ、なかなか合意が得られなかったということがあります。これは審議会内でも合意が得られませんでしたし、それまでの検討会の中でも合意が得られなかった部分でもあります。

その次に出てきました出版権ということなんですけれども、これについては、最後に残っている案で、ちょっとおきます。

あと、それから訴権と、もう一つは契約によるということ、実は著作者の中では、契約だけではないじやないか、契約してちゃんとすれば、どうせ契約しなきゃできないんだから、契約だけではないじやないという話がたくさんございました。

ただ、出版さんとパートナーシップを持っていくなかで、きちんとその要望があったものについてはお応えすべきというふうなことから、やはり、それは契約から一歩進んできちんとステータスをお認めしましょう、そして一緒に進んでいきたいと思いますというところで、一歩進んだ内容としてまとまった、それに合意をしたということで、契約のみというところから一歩進んでおります。

訴権につきましても、基本的な権利というよりは、先ほどから海賊版のお話も出ておりますが、実際に訴訟に至ってしまうというのは、実は最後

の最後でございまして、もつと事前に海賊版は阻止することが望ましいという考え方がございまして。最後まで行つてやつと防止できるということではやはり弱いということがございます。ということは、訴権というのは最後の部分でございまして、これもまた御要望とも沿いかねる部分もございまして、なかなか難しいだろうと。

そこら辺を勘案いたしまして出版権ということと、出版権につきましても多種多様な案がございまして、きょうは皆様に御条文をごらんいただいていますけれども、これをまとめるために本当に長いこと関係者は苦労してまいりました。譲り合ってきたものでございます。

ですので、一言で出版権というふうに申ししましても、非常にデリケートな部分を含んでいるということと、ここら辺が、著作者に納得でき、かつ、出版者の皆様にしても一緒にやっていくためのあかしとして使えるものであるということと、ここにおさめたということでございます。

ですので、この出版権の設定と内容につきまして、正直申しまして、全員がフル満足しているわけではございませんが、ここできれいしようがなかったという結論、みんなの善意の結晶というふうにお考えいただいてもよろしいかなというふうには私は思います。

以上でございます。

○宮本委員 本当に長い間の議論が、私も議論を通じて皆さん方との議論にかかわってきたわけですから、その中で、出版関連小委員会が主査を務められた土肥参考人にお伺いしたいと思うんです。

そういう四つの案から検討を始めて、そして今回、出版権の整備ということになりました。その点で、著作隣接権の創設であるとか、現行のままではどういった不都合が存在したのか、この点について土肥参考人にお伺いしたいと思います。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。

どういう不都合ということも確かに議論の一つではあるんですけども、例えば、出版権制度というのは昭和九年、ですから一九三四年、そこで生まれているわけです。隣接権制度というのは現行法になって生まれましたので、一九七〇年以降ということになります。

旧著作権法の時代に、いわゆる情報を一般ユーザーに伝達する者に権利が与えられていたのは、出版者だけなんです。つまり実演家は、当時は桃中軒雲右衛門のケースもありましたので著作者というふうには扱われておりましたし、それから、レコード製作者はみなし侵害で対応されるということになっておりました。

そういう意味からすると、出版者は、一九三四年にそういう権利を他に先駆けて認められていたわけですね。そういう権利があるという歴史的な意味も相当あるんだと思うんです。

つまり、そういうものをうつっちゃって、従来どおり契約でいいじゃないかと、あるいは隣接権というものを導入したらどうだろうか、そういう考え方のアイデアは非常に面白いといえます。か、いいものがあると思うんですけども、法律というのは、どうしても社会的な利益主体の調整手段としての役割というのが大きいんですよ。ですので、やはりクリエイター、パブリッシャー、そういう方たちが寄り添って、こういうものでいきたい。

例えば隣接権の場合であります、先ほど瀬尾委員もおっしゃってましたように、クリエイターの意思に基づかないという権利になってくるわけですね。それはそれでもちろんいいんですけども、恐らく御案内だろうと思うんですが、では、原版の作成あるいは固定というんでしょうか、そういうようなところで権利が自動的に発生する場合の権利のスコープみたいなものは、実はそんなに広くないんですね。

そういうようないろいろなことを考えますと、クリエイターの方、パブリッシャーの方が自然に歩み寄って一つの制度をつくっていいんじゃない

かということになったのは、やはり出版権制度、出版制度の長い伝統の中の知恵として採用されたんじゃないかな、このように考えております。以上です。

○宮本委員 長い議論の上に立った一つの知恵として出されたということがよくわかりました。それで、ここで、写真家でもございます瀬尾参

考人にお伺いしたいんです。先ほど、日本は日本のやり方でよいということも別の質疑者に対しておっしゃってましたけれども、今回の法改正とは直接関係はないんですけれども、写真の著作権をめぐっては、保護期間が文芸作品に比して短くなっているという問題があります。とりわけ、現存者の一九五六年以前の著作権が消滅する事態が生じているという問題があるんです。

古い話で、私も議事録を持ってきましたが、我が党の山原健二郎議員が九九年六月の文教委員会での問題を取り上げて、日本写真家協会会長の田沼さんの言葉も引いて、この作品は著作権が切れているので使用料は払いませんと言われ、私はまだ生きてるんだよ、ただで使われちゃたまるなという言葉を引いて、田沼会長

の、幸い、良識のある日本の出版界では、旧法を機械的に当てはめず、写真も文学、美術並みに扱っている。しかし、電子出版やインターネットなど、ニューメディアのユーザーが参入してくると、現在のようないく良識を期待することは困難になつてくるだろう。こうおっしゃった言葉も紹介しておきます。

そこで、やはり権利者と写真の利用者との契約などは、良識に頼るのではなくて、きちっと権利として確立されることが求められていると思うんですけれども、写真の著作権の保護期間の問題、特に現存者の著作権が消滅する問題について、残った時間、お話しただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○瀬尾参考人 ありがとうございます。非常に私ども積年の問題についてお触れいた

きました、ありがとうございます。

ちよつと事態を説明いたしますと、ほかの文芸作品や何かは、著作者の死後五十年の保護期間ということで保護されておりました。ただ、写真に

関しましては、その公表後十年という非常に短い保護期間で扱われておりました。現行の著作権法では死後五十年でほかと同じになってござい

ます。これは、先生方に本当に御尽力をいただいて法改正をいただいて、今では写真もきちんとして

いった権利がいただけるようになっていきますが、昔のものについて遡及をしないという法不遡及の原則から、生きてる人間のものであっても、田沼の名前が出ましたけれども、我々の会長でもござ

います田沼武能の写真の著作権はかなりの分で切れております。御本人は健在で、きょうも事務所で仕事をしておりましたけれども、そういう状況でございます。

これにつきまして何らかの手当てをということでお願ひをいたしました。その願ひは今でも変わりません。ただし、なかなか、法を遡及して適用することの難しさということもござい

ますのと、もう一つは、それを立法するまでの経緯を考えると、残念ながら、高齢に至った写真家の皆様がお亡くなりになつてしまつたような状況も出てきております。

実際には、できるだけ速やかにこれを具体的に実現するというところで、やはり契約によつて、あるというふうな形のように御配慮いただく場合とか、何らかの御配慮をいただくような形でお使い

いただく。またもしくは、御本人が存命であれば著作者人格権は存在しておりますので、当然、人格権を尊重していただくということで、出版さんと非常にお話し合いをさせていただいておりま

す。その結果、実質的には、今の段階で大きな侵害もしくは、気分の悪い方は何人かいらつしたというふうな聞いておりますけれども、実質的に大きく問題になってはいないということであり

やはり、それを実際実現するプロセスにおいて周りの皆様にかける労力と効果を勘案した中で、主義主張としてはお願いをしつつも、具体的な解決策を進捗するという形で今解決を図っております。

この一件を見ましても、出版さんとかに密接にお話しして契約していくのが重要だということ、その件についてもあらわれているかというふうに思います。

ぜひ、この問題がございましてつきましては、先生方皆様につきましても、写真の著作権が非常に不当に、不当と申し上げてよろしいでしょう、短かつたことにつきまして問題が起きていた。著作権行政というのは非常に微妙なものでございまして、そんな過去の部分についても、写真についてはぜひ御承知おきいただけたらというふうに思います。

宮本先生、これは感謝申し上げて終わりたいと思います。

以上でございます。

○宮本委員 ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○小淵委員長 次に、青木愛君。

○青木委員 生活の党の青木でございます。本日は、相賀参考人、また土肥参考人、瀬尾参考人、三名のそれぞれの参考人から大変貴重な御意見をいただきました。まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

私からも何点か質問させていただきますが、重なりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、今回の法改正が必要になった経緯といいますか、海賊版対策に関して、これまでそれぞれのお立場でどのような取り組みをされてこられたのか。不正データの削除要請一万件という数字が挙がっておりますが、削除要請したその後の結果についてちよつと先ほどお伺いできなかったものですから、これまで、それぞれのお立場で大変御苦労があったかというふうに思います。特に著

著作権、個人ではなかなかこの海賊版への対応というのは困難な面もあったらうというふうな思っておりますので、まずは、この法改正に至るまでのそれぞれの立場での対応、どのようにこの海賊版に対抗されてこられたのか、御意見を伺えればというふうに思います。

○相賀参考人 御質問ありがとうございます。

海賊版に対しては、先ほど申し上げましたように大変に数が多いんですけれども、どこどこにこれは困ると言っていると、やめまうと言つてまたどこかで始めるように、イタチごっこというのが現状で、減つてはいるんだろうなという感触は少ないんですが、よくわかりません。またふえているのかもしれない。

一番困つたのは、そのプロセスにおいて私ども手紙を出すんです、こういうものでは大変に困ります。中には封をあけずに返すところがあります。日本の出版者にはそういう権利がないことがどうもばれていくらしくて、ネット上には、出版者から来てもうみんな返せばいいんだよ、著作権者から来ないと相手にしないでいいんだよというの、そんなことはないと思うんですけれども、封ぐらいあけたらどうだと思ふんですけれども、そういうようなことが幾つかありまして、ちよつと我々も無力感を感じていて、何らかの権利が欲しいというのが一つあります。

ただ、現実には自炊訴訟というのがございまして、そのときもやはり同じようなことが起きたんですけれども、これについては一番では勝訴しましたけれども、やはり出版者には権利がないというところで、五人の方の、五人でしたつて、作家の方にかわりに立っていただいて、それを我々がバックアップする形で裁判をせざるを得なかった。

こういったことの積み重ねが、現在、こういった権利をぜひ欲しいということにつながつた一つだと思います。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。削除要請なんですけれども、当然御案内なんだ

と思ふんですけれども、この削除要請というのは、コンテンツのホルダーがプロバイダーにするわけです。プロバイダーは削除したという数字は出すんですけれども、出すといいますが、内々では出していると思ふんですが、削除要請がどのぐらいあったからこれだけの削除をしたというふうなことをもし出すと、恐らく彼らに響いてくることはあるんじゃないかと私は思ふんです。

つまり、これだけの削除要請がありながら実はこれだけのものしかなかったということになると、何らかの影響があるというふうには私は想像するんです。ですから、そこところはかなり抑えているんじゃないかと思ひます。

あと、著作権の世界は、信頼性確認団体というのが当然あるわけですので、信頼性確認団体が削除要請をすれば、一応プロバイダーは他の場合と比べると簡単に削除してくれるはずになっていきます。それは、実際そういうふうになされているのかどうかよくわかりませんが、著作権の世界というのは、大変な世界のように私にはちよつと感じるころがあります、インターネットです。

ロレアル・イーベイ、これはEUの裁判所の判決で非常に有名になった。ロレアルが原告で、イーベイ、プロバイダーがその被告になって、侵害訴訟で、これは商標なんですけれども、検査官がレポートを書くんです、日本でいうと最高裁の調査官がレポートを書くのと同じようなものだと思ふんですけれども。その中で、ヨーロッパの場合、侵害品が七〇％あると書いてあるんです。同じようなケースで、東京地裁知財高裁の楽天のケース、名前を出していいのかわかりませんが、被告が楽天のケースの場合は、侵害品の割合が少ないんですよ。

ある信頼性確認団体の方が言われるには、日本の場合、それは商標なんですけれども、商標の場合一、二％だと言われるんです。ヨーロッパで七〇で、何で日本の場合一、二％なのかというのは私にはよくわかりませんが、やはり何か理

由があるんだろうと思つています。ここは著作権の問題なので、本来著作権で答ええた方がよかったのかもしれないけれども、御参考になればと思つて。

以上でございます。

○瀬尾参考人 海賊版対策の実態ということで、実際には、例えば著作権団体、例えば写真でございましてとか美術とかグラフィックもしくは文芸もございましてけれども、直接著作者が裁判をしないとか裁判ができないにもかかわらず、実は出版者さんがそれについてほとんどやってくださるということが多いという現実があります。

ただし、それにつきましても、数としてはそれほど多くはないというふうには訴訟は聞いております。といひますのは、訴訟費用とその被害金額を考えた場合、ほとんど赤字になってしまうということも多いというふうには聞いております。

ですので、先ほど前にお話が出ました、ADRという手法で、訴訟に至らずに解決するとかの方法でないか実際には訴訟を起こしにくい、こういう状況があるのかなと思ひます。

そういったことに関しまして、ちよつとこれは先ほどのクール・ジャパンの方の話でアニメとかの方を例にとりますと、先ほど申し上げました、許諾を出すということで落とす。例えば、アジアのある国におきまして非常に海賊版が流れてきたときに、そのトップブランド、最も大きなシェアに安くて許諾を出すんです。あなたのところに許諾を出して、あなたは正しいんだから、ほかのところはみんなにせものなんだからあなたが落とさないと言つて、その自国内で許諾したところに落とすという話で、そして、逆にまた法的にも少しづつ追つかけていくということで、海賊版対策は効果が出たという話を聞いております。

いかに出た海賊版を落とすかではなくて、海賊版が出にくい状況にするかということも含めて、許諾とそれから訴訟とをあわせていかなければいけないということを考えております。

実は、先ほど自炊という、これは自分で御飯をつくることじゃございせんので、本をデジタル化することなんです、自分でやる分には権利制限の中で合法ですが、それを代行する業者というふうな形で今係争中でございます。私はそれにもかかわつておりましたけれども、著作家としては、許諾を出してはどうかと。要するにこれは違法なんでしょうけれども、許諾を出せばオーケーである。したら、そういうニーズとか、いろいろ例えば体の不自由な皆さんとか、そういう方たちにも利用していただける形としてデジタル化が必要であるとする、許諾を出していく方向で逆に海賊版を対策すべきじゃないかという考えは持つておりました。

そのようにいろいろな方法がございましてけれども、単純に、違法であるからといってそれをただくだけでは実は問題は解決しないというところが問題かなと思ひます。

ただ、それにつきましても、著作者がみずから行うということに関してはかなりハードルが高いので、ADRの普及もしくは出版社さんとタッグを組んでの対策というふうなことをしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○青木委員 それぞれ大変参考になる御意見をいただきました、ありがとうございます。

もう一点、三名のそれぞれの参考人にお伺いをさせていただきますが、先ほどから話が出ております著作隣接権について、それぞれのお立場でお伺いをさせていただきたいというふうに思ひます。

今回の法改正に当たつて、四つの方策が検討されました。中でも、特にこの著作隣接権、午前中の質疑でもお伺いしたんですけれども、レコード会社ですとか放送事業者にはこの隣接権が付与されておまして、文化庁にお尋ねをいたしましたところ、これは国際条約で国際的な枠組みがあるんだというのが午前中の答弁でございました。

なぜ出版者にはこの隣接権というのが付与されない状態にあるのか。付与した場合、付与しない場合のそれぞれの立場でのメリット、デメリット、社会に与える影響、ユーザーに与える影響等々、それぞれのお立場でお聞かせをいただければと思います。お願いします。

○相賀参考人 隣接権があればどんなに楽かと思つてスタートしたのは事実でございますが、やはりそれは、自動的に権利が付与されるということに対して著作権団体は非常に不安を持っていたということもございいます。

今、その過去に戻つていろいろと言うのは余り生産的ではないと個人的には思つていまして、むしろ、今回こうやって権利を持つことによつて、もし隣接権があればきつと今までと同じようなやり方をしていたらうけれども、今こうして新たな段階に入った以上、各社一生懸命、デジタルの権利も版の著作権もちゃんと権利を結んで、それに対してそれを有効に今後生かしていく、この方向に切りかえていきたいと思つております。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。

その点に関しては、先ほども御質問いただいたのでお答えしたところもあるんですけども、確かにパブリッシャーとしては、原版というんですか、作成する、レコード製作者のように音を最初に固定をする、そういうレベルで隣接権が与えられるということは歓迎されるんだろうと思ふんですけども、先ほど説明させていただいたように、法制度というのは、さまざまな利益主体をどうやって調整するか、利益調整の社会的な手段というふうに認識しておるわけでありまして、やはり、パブリッシャーのそういう権利というものがあり、クリエイターのその意思との関係で生まれてくるということの方が、利益調整手段としての著作権法の中に据わりがよかつたということなんです。

あと、それではその権利が強ければいいんですけれども、実は版ということになりますので、パブリッシャーが固定される、作成されるのはその

版ということになって、著作物というわけではないわけですので、では、それで結構有効にパブリッシャーとして海賊版対策ができるかというと、必ずしもそうとも言えない面があるんだろうと私は思つています。

特にクリエイターの方で言われたのは、特に絵の方、美術の方は、自分たちの描いた絵そのものが、その原版をつくられるとそれが隣接権者の権利なんですかというふうに言われまして、なかなかクリエイターの方たちの賛成は得られなかったというわけでありまして。

出版関連小委としては、幅広い利益主体にとつて歓迎される、受け入れられる制度ということになりますと、出版制度の見直しというところに行かざるを得なかつたというところでございます。

○瀬尾参考人 隣接権の得失というふうにお尋ねでございますけれども、自動的にできてしまう、権利が生じるということはもちろんなんですが、まずけれども、ただ、今、隣接権が生じたとき、その本に隣接権が生じるんですが、デジタルとかさまざまな形で出版物ができたときに、それに自動的に全てにいわゆる隣接権が及んでしまうとなると、かなり膨大な範囲に、つまり、デジタルも含めた相当広い範囲に権利が必要になってきてしまふ。それだけ大きな権利が自動的に著作物に乗つてしまふということに対して、非常に著作物団体は危惧を覚えた。

今、土肥参考人からも美術の話が出ましたが、絵本の作家が全部自分で絵を描き字も書いてつくつて、ただそれを束ねて出版すると上に権利が乗つて、ただそれでは納得できないとおっしゃったことが結構印象的にあります。

自動的というのは、これまでの契約の中で解決していこうということについては、やはり一点、なかなか遅延を生む部分があるんじゃないかなということがあります。権利者の中では、その中で、ではどうしたらいいということであるのかの手当になつたんですが、そういう意

味では最もよくなかつた点というのは、著作者と出版者の間に非常に相互不信を生んだ議論だつたと思つています。お互い、何を考えているんだ、お互い敵対しているんじゃないか。先ほど申し上げたように、契約は信頼関係の上で初めて正當にできる。その中で、あの議論によつて著作者と出版者の中で非常にお互いを相疑うようなそういう風潮と雰囲気醸されたことが、何と云つても著作隣接権議論の最大のマイナス点だということに思ひます。

ですので、早くその議論を出て、次にどうするかということ、こちらにいらつしやる議論の先生方の御指導も含めて、そこから脱却して最後の終着点が見えたというところでございまして、デジタル化の時代に非常に難しいということもございまして、範囲の設定も難しかったですし、著作者の遅延も生んだし、大きな溝をつくつたということですので、著作隣接権に関しては、また、海賊版に対しての効力云々の実効的な部分もございまして、速やかに今のような形で決着を見られたというのは、よろしかつたのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○青木委員 大変前向きな御意見、ありがとうございます。次の質疑につなげさせていただきます。

○小淵委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

参考人の三人の皆様、本当に貴重なお時間をいただき、当委員会に出席いただき、また貴重な御意見をいただいたこと、本当に感謝を申し上げます。長い長い質疑でしたけれども、私でいよいよ最後となりますので、あともうしばらくおつき合いをいただければというふうに思つております。私自身の問題意識といたしまして、今回の法改正、海賊版の対策であるとか、そういう点を含めて大変大切な中身を含んでいるというふうにも

思つております。

また同時に、今回は電子書籍ということですが、やはり紙媒体の書籍ということも、これは大変重要なものだろうというふうに思つております。

これは午前中の委員会でもお話をさせていただいたんですが、電子書籍の場合は、例えば本の名前がわかつていけば、検索をすれば一発で出てくるわけですが、これは紙媒体でも一緒ですけども。ただ、ふらつと入つた本屋でたまたま本棚で見かけた本、ばらばらと一、二ページめくつてみると、ああおもしろそうだ、今まで興味がなかったけれどもおもしろそうだということで購入をして、そこからいろいろな視野が広がっていくというところもこれは往々にしてあることでありますから、やはり、紙媒体の書籍というのが今後どうなっていくのかということについて非常に強い問題意識を持っております。

そういう点で、まず相賀参考人の方にお尋ねをしたいと思ひます。

同一の書籍が紙媒体と電子書籍双方で出版された場合、現状、価格の設定というのはどういうふうになっているのかということ。電子の方も含めて紙媒体というのがまずあるんだろうというふうには思ひますけれども、その場合にはやはりさまざまな、企画、編集、あるいは印刷、手配、流通、また、返本された場合のいろいろな費用等々もかかってくるだろう、そういうものも含めてコストが計算されているだろうというふうに思ひますけれども、電子書籍の場合は今後その価格が紙媒体よりも低下していくのではないかとというふうにも思つておりますが、この点についてどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○相賀参考人 質問ありがとうございます。

まず、電子出版の現状というのをちょっと大まかにお話ししますと、二年前の資料で申しわけないんですけども、二〇一二年度、このとき紙媒体の売り上げが、毎年減つていたんですけれども、一応、雑誌、書籍合わせて一兆七千四百億円

でした。このときの電子書籍が約七百二十九億、七百三十億ぐらいですので、約四％。

今後どうなるかというインターネットメディア総合研究所という民間機関の予測では、電子出版市場、三年後、二〇一七年で約二千四百億円規模になると見られております。この時点では紙の出版物の落ち込みが残念ながら毎年二％ずつと計算すると一兆五千五百億円。ですので、電子出版が約一三・四％ぐらいが二年、三年後ぐらい。

その中でやはり紙の魅力はどうつくっていくかというのが我々の一番の喫緊の課題ですけれども、書店の数が一万四千軒ございます。それから、一年間に十人以上出版をしている出版社の数が約千社以上あります。こういう中で多様なものをいかにして出合いをつくるかというのが、リアルショップは置き切れないという単なる物理的な問題を、やはりデジタルがかなりカバーできるのではないかと。

今、理想としているのは、できればデジタルである程度の本を見つけて、あるいは地方に送られてこない本をデジタルである程度の概要を見て、それでリアルショップで本を買っていただく。もしそれがなければすぐ注文をしかけていただければ、注文も、今のようないろんなネットの書店はすばらしい、二日後、三日後には来ますので、それを我々の業界もやはり学んで、あるいは何らかの形で提携もして、そういうお客様、地方のどこにいてもすぐに手に入るという部分をつくっていくと、まさに、書店は消えてデジタルのみになつてしまう。

はつきり言つて印税の点でも、どうしても電子書籍は七、八割の値段ぐらいいが今の現状なんです。そうすると、当然、マージンで暮らしている取り次ぎ関係も、あるいは書店、印税も減つてしまいますので、やはり持続的な知の再生産に破綻を来すというふうに考えておりまして、いかに紙の本をちゃんとやっていくか。

に、いわゆる古本、古書、新古書と呼ばれているものもたくさんありまして、それは実は五倍ぐらいの値段で売られているものもありまして、それがまたネットの中でも非常に増殖しているみたいな、値段がまさに非常に流動的になつております。

再販価格維持を我々ではできるのですけれども、やはり、地方によつてもどこでも同じように手に入ると言いながら、ネットの中での余りの値段の動き、これはお互いに話し合つてどこかである程度の線をつくっていくか、単なる安売りという形が果たして本当に知の再生産につながるのかという問題をあらわしております。

以上です。

○吉川(元)委員 それに関連しまして土肥参考人にお尋ねをいたします。

今まさに相賀参考人の方から言われましたが、紙媒体については再販価格維持ということで行われておりますが、他方で電子書籍というのはなつていない。午前中も少し公正取引員会を呼んでお話を聞いたんですけれども、この場合、やはり価格の上げ下げが非常に簡単にといいいますか、できるというふうになつて、そうなるかとディスカウントのバーゲンセールということも可能になりますし、それから、やはり私が非常に危惧するのは、同一書籍でも紙と電子で物すごく差がついてしまう。あるいは、人気、不人気、不人気と言うと失礼ですけども、まだまだ今から成長していこうという作家の皆さんにとつてみても、この点については非常に私自身は危惧を持っております。

こういう異なる制度が、コンテンツということでは同じなんですけれども、電子とそれから紙とということと違うということについてのどのような感想あるいは考えをお持ちか、お聞きいたします。

○土肥参考人 御質問ありがとうございます。

基本は、要するに紙媒体と電子の場合、当然、作成のコスト、紙がないわけですし輸送コストもないわけですし、それは紙と比べると安くなると

いうのは、これは必然だろうと思います。

では、紙の方が高いから困るのかということなんでしょうけれども、皆さんのように感じておられるかわかりませんが、私などは、やはり紙による一見性といいますか、ばらばらできるというんでしょうか、全体を見ることができ、書籍の利用におけるこういう便益というのは、私は小さいものではないと思います。もちろん、一方、場所をとったりそういうことをいたしますので、収納のスペースというものを伴わないだけに、電子書籍の当然メリットもあるわけです。

ですから、そういう紙を重視される方はやはり紙の本を購入されるであまりましうし、それから、電子のようなものもいいという方は電子のものを購入されていくんだろうと思います。

その中で、市場原理に基づいて特に電子のものは紙より当然いろいろな面で安くなつていきますし、レコードがCDとなつて、その後配信されましたけれども、その段階でやはり下がつていいます。当然、そういうレコードで起きたことは書籍の場合にも起きてくる。

そういう電子の無形のコンテンツの方を必要とする方にとつて、より安価に購入できるということとは、それは非常に一般ユーザーにとつて利益のあることだと思ひますので、それをどこまで下げていくことによつて、クリエイターに対する当然受けるべき対価の額、報酬の額というものが減つてしまふということがあつては、やはり本来の趣旨からすると反すると思ひますけれども、そこはきちんと従来どおり一定の原理に基づいて電子の場合にも価格というものは落ちつくんだではないかな、そういうように私としては想像しておるというところでございます。

以上です。

○吉川(元)委員 相賀参考人の方からぜひ。

○相賀参考人 フランス、ドイツでは出版価格法という別な法律をつくられておりますので、我々もそれを見ているんですけれども、日本もそろそろ、独占禁止法の中のいわゆる例外的な再販売価

格維持契約ができるというの外れて、新たな出版価格法も検討する時期に来ているのかなとは思つております。

○吉川(元)委員 ありがとうございます。

それでは次に、瀬尾参考人に少しお伺いしたいと思ひます。

ちよつと古い話で恐縮なんですけれども、ホームページを見させていたしておりますと、二〇〇九年八月に、グーグルブックの検索訴訟の和解案に対する声明というものが掲載をされておりました。グーグル社が無断で大規模なスクリーンを実行して複製物の蓄積を行つてきた事案というふうな承知をしておりますけれども、この点に関して、なぜ、グーグル社というのは、いわゆる挿入された写真を権利保護の対象ではないと主張したのか。

また、これはまさにネットの特性だと思ひますけれども、日本と異なつた法体系といひますか、著作権法等々を持つ外国との間でトラブルになつた場合にどのように対応すべきで、また、どのような条件整備が必要だといふふうにお考えになつていらつしやるでしょうか。

○瀬尾参考人 グーグルの裁判の件ですが、我々としては一番問題にいたしましたのは、実は、著書といつて本が一冊あつた場合に、著作者名が出ております。でも、実際、その本は、装丁、イラスト、写真、その他いろいろなものやと一つができるということなんです。当然その権利自体も譲渡されるわけではなく、それぞれが持つている状態がある。にもかかわらず、著作者名のみ許諾をもつて足りるとしているところに問題があつた。つまり、著作物の許諾を得る対象として写真が入つていなかったというのが一番大きな問題だと思ひました。

ただ、今後、これはデジタル化によつて非常に大きな問題になつてくると思ひます。つまり、出版物は複合著作物です。それに対してどこまで権利をどうするのか。主張し過ぎたらばらばらになつてしまひますし、例えば雑誌にしてみると、

一冊で二百人から三百人の権利者がいる。これに
関しては、もうどうにもならなくなってしまうこ
とも考えられる。ですので、将来的にこういう複
合した著作物の状態をどのように整理していくか
という契約が我々にも求められているという教訓
にはなりました。

それと、アメリカの法体系と日本の法体系の違
いと、それからアーカイブ化というお話でござい
ます。

先ほどのアーカイブの話を繰り返させていただ
きますけれども、日本でもきちんとしたアーカイ
ブを持って、そして日本なりの趣旨を立てない
と、単純にアーカイブは嫌だ嫌だというだけでは
済まない。済まないし、では日本はどうするんだ
といったときのきちんとした指針というのは、や
はりもう要る時期に来ているように思います。
ですので、グーグルは目を覚まさせていただく
一つの警鐘だったと思っておりますし、また、それ
は、今の写真のような複合的な著作者に対してど
う対応するかという問題、それから、次のデジタ
ル化に至ってどうするかという問題を提起してい
るというふうに思います。

ですので、アメリカ内でもいろいろ訴訟があつ
たりしておりますし、文藝家協会さんなんかは、
アメリカに行ったりしながらいろいろな交渉をさ
れたりしております。

ただ、よくあれは一つの黒船と言われますが、
私は黒船と思わずに、それはきちんと我々の目を
覚まさせてくれた、やはり黒船ですかね、でも、
夜も眠れずではなく、きちんとあれによつて日本
が対応して、現状を改善するためのきっかけにな
ればということをおっしゃいますし、写真分野と
してどうこうというよりは、著作者全体のデジタ
ルに対する対応を考え直すいい契機になったなど
いうふうにおっしゃいます。

以上です。

○吉川(元)委員 そうしましたら、最後に一問だ
け相賀参考人にお尋ねしたいと思えます。

電子書籍の場合、ダウンロードで購入する場合
というのは問題はないと思うんですけども、
ネットサーバー経由で電子書籍を配信する場合、
電子書店が何らかの理由で事業を取りやめる、実
際にあった事例ですけれども、そうなった場合
に、書籍を購入した人がそのサービスを受けるこ
とができなくなる、こういう事案が発生をしてお
ります。

出版界の代表としてこういった事案についてど
のように考えておられるのか、最後にお聞きしま
す。

○相賀参考人 御指摘のとおりで、それは大変に
問題になっております。

理屈では、確かに潰ればしょうがないという
のはあるんですけども、今それをどうやってカ
バーするか。むしろネット書店の方がそれを考え
ているので、出版界としては、読者のために、ま
た著者のためにも、ぜひ引き継ぎのシステムを
つくってほしいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

○吉川(元)委員 時間が来ました。これで終わり
ます。

ありがとうございます。

○小淵委員長 以上で参考人に対する質疑は終了
いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。
参考人の皆様におかれましては、本日、大変重
大な御意見をお述べいただき、まことにありがと
うございました。委員会を代表いたしまして厚く
御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次回は、来る四日金曜日午前八時五十分理事
会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後四時散会

平成二十六年四月十七日印刷

平成二十六年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C